

五月三日の会 通信

3

| | |
|-----------------|----|
| 神戸の八月から…………… | 2 |
| 岡山の八月から…………… | 22 |
| 東教大の事態について…………… | 31 |

20. IX
1970

裁判や処分手続きのなかでくわす「事実」の記述、「起訴状」とか「説明書」とかの記載は、ぼくに、つぎのペンヤミンのことばを思いださせる。

「根源は、生成の流れのなかの渦巻きとしてある。…：事実的なものだけが見やすく並べられていても、根源的なものは認識されはしない。根源的なものの律動は、二重の洞察にしか見えてこないのだ。その律動は、一方では復活し再生する動きとして、他方ではまさにそのなかにおける未完成のもの、未完結のものとして、認識されることをもとめてくる。…：したがって根源は、事実を眺めるところから浮かびあがってくるようなものではない。根源は、事実と見えるものの前史と後史にかかわっている。」

荻原さんや坂本さん、そして松下さんの行動がもつた意味、もつ意味は、根源とといった、日本語になるとシカツメらしい言いかたをとる、よらぬは別として、たしかに時間の流れのなかの渦巻きとして、ぼくたちの眼前にある。他方、警察や検察、あるいは大学評議会や教授会は、この渦巻きをかれらの狭い座標系のなかに「過去」の「事実」として貼りつけ、金縛りにしようとする躍起になっている。そのようにして歪めないことには、かれらは「過去」を裁断することができないのだ。

ぼくにとつては、問題はひろく過去の裁断ではない。ペンヤミン

のいう意味での後史に、ぼくの現在をかかわらせてゆくことである。——五月三日の会にとつても、そうであるように。

※

「通信」3号は、八月の神戸と岡山から送られる。松下さんを官憲の手で逮捕させ、起訴させた神戸大学は、七月三十一日、懲戒免職の方針をしめす大学評議会の「審査説明書」の「交付」をもつて、処分の最終手続きを開始した。岡山では八月二十四～二十八日の五日間、荻原さんと坂本さんにたいする岡山大学の処分決定をめぐって、人事院「公平」審理がひらかれた。神戸でも岡山でも、しかし体制の設定した「陳述」の場は、以下の資料にも見られるように、体制の虚偽性そのものの自己陳述の場に転換されている。ぼくらはまた、それぞれの微力をもつてあれ、そこへ介入してゆこうと思

う。岡山については協阪が、神戸については野村が、今号のまとめを受けもつた。なお、東京教育大学の事態について緊急追加した。

神戸の八月から

神戸大学評議会

審査説明書

(氏名) 松下 昇
(所属部局) 神戸大学教養部
(官職) 文部教官 講師
(職務の等級) 教育職俸給表(一)三等級
(処分の種類および程度) 懲戒免職
(根拠法令) 国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号
(審査の理由) 上記の者(以下「同人」という)は、昭和四四年二月から同四五年四月までの間に別紙のような行為をした。

別紙(五枚)

上掲の諸行為は、いずれも国家公務員法の諸規定に違反し、教育公務員としてふさわしくない行為といわざるを得ない。
これらの行為を総合して判断すると、その違法性は、極めて顕著であり、同人は、国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号の規定により、懲戒処分として免職することが相当であると認める。

神戸大学評議会は、上記のとおり、学長事務取扱から申し出があったので、教育公務員特例法第九条第一項の規定により審査することに決定した。よつて、この審査説明書を交付する。

(決定日付) 昭和四五年七月二七日
(交付日付) 昭和四五年七月三一日
(教示) 教育公務員特例法第九条第二項の規定により、この審査説明書を受領した後一四日以内に神戸大学評議会に対して請求した場合、口頭または書面で陳述する機会が与えられます。

別紙

I 教員としての職務放棄など

- 1 授業拒否 昭和四四年度前期(昭和四四年九月〜十二月)の同人担当のドイツ語の授業を教養部長事務取扱の要求を無視して全く実施しなかつた。
- 2 正当な理由のない休講 昭和四四年度後期(昭和四五年一月〜五月)の同人担当のドイツ語の授業を、正当な理由もなく休講することを宣し、教養部長事務取扱の授業実施の要求にも従わず、同人担当のこの授業は全く行なわれなかつた。
- 3 成績提出の拒否 昭和四三年度第二課程後期(昭和四三年一〇月〜四四年二月)の同人担当のドイツ語の成績の提出を教養部長事務取扱の命令をも無視して行なわれなかつた。
- 4 不当な成績評価 昭和四三年度後期(昭和四三年一〇月〜四四年九月)の同人担当のドイツ語の成績評価に当り、二三四名

全員に対しなんらの試験をも実施することなく0点を与えた。

- 5 教授会の長期欠席 昭和四四年二月五日以降同四五年四月一日まで教養部教授会は八八回開催せられたが、同人は昭和四五年一月一日を除き他は全く出席しなかつた。

II 各種の妨害行為など

- 1 入試事務拒否の煽動 昭和四四年三月三日、四日、昭和四四年度本学入学試験に際し、三月三日第一試験場(市立御影工業高等学校)の付近において教職員の入試事務拒否を煽動する趣旨のはり紙をした。また同月四日第八試験場(県立神戸高等学校)の付近において入試事務拒否を煽動する同人の名によるビラが配布せられた。
- 2 退去命令および立入り禁止命令の無視 昭和四四年八月八日、教養部学舎の封鎖解除に際し、学長事務取扱の退去命令および立入り禁止命令を無視して、同人の研究室に残留し、不法占拠を継続した。

3 授業の妨害

- イ 昭和四四年九月一日、教養部授業の再開に際し、当日第一時限において、B一〇九教室の教壇をあらかじめ占拠し、教養部長事務取扱の退去命令を無視して退去せず、小林正光教授の化学の授業を妨害し、これを中止のやむなきに至らしめた。

ロ 昭和四四年九月二四日、一部の学生が封鎖した生物学学生実験室(N四〇一教室)の入口付近の廊下に一部の学生(一四〜一五名)とともに坐り込み、学生とともに封鎖解除の説得に応ぜず同室における榎本昭八郎講師等の生物学実験の授

業を妨害し、これを中止するのやむなきに至らしめた。

- ハ 昭和四五年二月一九日、ドイツ語担当非常勤講師石渡均氏(甲南大学助教)を非難中傷する立看板をB一〇九教室に掲げ、二月二一日同氏の授業する教室(B四〇三)に乱入してその授業を妨害し、これを中止のやむなきに至らしめた。
- 4 教室の長期占拠 昭和四四年九月一日より同四五年二月二八日まで、六箇月の長期にわたつて、一部の学生とともにB一〇九教室の占拠をつづけ、教養部長事務取扱の教壇にわたる明渡し要求を無視し、同教室において正規の授業を実施することを長期間にわたつて不可能にした。
- 5 パリケード構築と学舎の封鎖 昭和四四年一〇月八日、九日、教養部正門およびB棟入口に一部の学生とともに机などを運び、パリケードを構築し、学舎の一部を封鎖した。これによつて九日午后の多くの授業の実施を不可能に至らしめた。
- 6 定期試験の妨害 昭和四四年一月八日、昭和四三年度後期定期試験の実施に際し、試験紛争のために一部の学生とともに試験場L1教室を占拠し、さらにC四〇一教室に乱入し、試験を妨害して、その実施を不可能にした。

7 教授会の妨害

- イ 昭和四四年一二月三日、会議中の教養部教授会に自ら一〇〇余名の学生の先頭に立つて乱入し、議事を妨害し、教授会を中止のやむなきに至らしめ、さらに、マイクで列席の教官を侮辱中傷する演説を行なつた。また、このとき列席の教官に対して三時間余にわたつてその自由を拘束した。
- ロ 昭和四五年四月八日、学生七〇余名とともに教養部教授会

の開催を妨害するために、事務室前の通路に坐り込み、教養部長事務取扱の退去要求に応ぜず、威力業務妨害罪現行犯で学生四〇名とともに逮捕された。

III 学舎の汚損

- 1 廊下の壁、扉などに落書き 昭和四年八月八日の教養部学舎の封鎖解除以後、しばしば学舎内廊下の壁、あるいは室の扉など、各所にマジックインクで落書きを行ない、同四五年四月に至るもなお、その行為を止めなかつた。
- 2 教室内の壁などに落書き 昭和四年一月八日、昭和四三年度後期定期試験の実施に際し、L1教室を占拠して試験妨害を行なつたが、このとき同教室の壁などにマジックインクで落書きを行なつた。
- 3 黒板に白ペンキで落書き大書 昭和四年二月二十七日および同四五年一月七日、八日、数名の学生とともに、教養部内の三一の教室の黒板全面に、白ペンキを豊富に使つて落書きを大書し、授業に著しい障害を与え、八四万五千円に上る復旧費見込額、昭和四五・一・二六現在を必要とするに至らしめた。

質問状

貴評議会は、去る七月三十一日、神戸大学教養部講師松下昇氏を「懲戒免職処分にする方向で審査することに決め」られた由、新聞報道にて承知致しました。私はこの方針決定について、強い疑義を抱かざるをえません。それは、今回の大学闘争において、全国で始

人間の判断と行為の基準が別個に存在しうることを示すものに他なりません。そして、この、真理への予感に基づく、知的営為の論理性を証しすることを除いては、大学の存立の理由は見出しえません。

今回の貴評議会の方針決定のために示されました、国家公務員法八十二条第一、第二、第三項という法的基準は、極めて形式的なものであり、処分を行う主体の責任転嫁の口実としてしか受けとられません。上述の、大学存立の基盤にたつべく、貴評議会は、松下氏の思想と、その表現としての行動の核心に対する処分責任者の明確な判断を示されるべきでありましょう。私の知る限りでは、松下氏の行動に対し、極めて末梢的な視点からの事例指摘が、僅かに貴大学の諸文書に示されているのみであります。

3 すでに、私を含む多くの大学関係者が、本年一月二十六日の声明文以来、この「処分問題」に関連して抗議の意を表明し、また疑問点を指摘してきています。さらに、この問題は、去る五月三日、日本独文学会の総会においても、三時間に及ぶ討議を重ね、処分に反対する多くの署名（七月末現在七十数名）が学会員から寄せられております。このような、各方面からの批判に対し、神戸大学の当局諸責任者からは、若干の形式的説明文書が送られたのみで、誠意ある真実の釈明はなされておられません。これは問題の重大性に比し、当事者の怠慢であるとともに、この「処分」そのものが、多くの不明朗かつ、誤りに基づく進行の途上にあるのではないか、との疑惑を深めるものであります。貴評議会は、これらの点に対し、どのようにお考えでありますか。貴評議会は、これ以上指摘しました諸点、及びそれに含まれる問題の核心は、たんに

めての懲戒免職が、国立大学教官に対し行われるには、その処置が余りにも安易に進められていることと、そのような方法での問題の解消が、大学の在り方そのものについて、重大な危険性を孕むものと判断するからであります。

以下私は、三点から、私の見解を表明し、それに対し、貴評議会の誠意ある回答を求めるものであります。

- 1 松下氏の「処分」に関し、その審理の責任機関である、神戸大学教養部教授会（同教授会内に設置された調査委員会を含む）及び、貴評議会での、今日までの審理について、(1)審理の進め方、(2)審理の対象、(3)具体的事実についての意味づけが、どのように展開され、どのような結論をその都度えているのか、が全く不明のままに、最終結論に至らうとしていることは、なにゆえでありましょうか。貴評議会が今回の方針決定に至られたのは、当然確たる根拠に基づくところがある筈でありましょう。とすれば、上述の諸点を可能な限り詳細正確に明示され、まず自らの責任の所在を明らかにされることが、全てに先んじて行われるべきであると思えます。明くところによりますれば、今日までの諸審議が全く秘密のうちに行われ、ときに機動隊の警備下に強行されてきているという事実は、一体いかなる原因がその間に存在するものでありましょうか。
- 2 昨年度、前例のない、恥ずべき方法で強行採決された「大学法」に対しては、全国の大学が挙つてその実効を認めぬ趣旨の立場を表明致しました。神戸大学においても、その立場は例外ではなかつたと、記憶しております。それは、たとえ法的には承認された基準であろうとも、それを越えてより根源的な意味を担ふべき

に「大学、一個人の問題ではなく、こんにちのわが国の大学人全体的問題であり、さらには、現代の知的営為に従うもの全ての共通の問題であります。私は、かつて神戸大学に在職し、今回の問題にはかなりの直接的見聞を同じくするものであります。貴評議会が、この重要な問題を、題目のみの学問・研究の自由や大学の自治という、大学人エゴイズムの次元に矮少化されることなく、全ての人々に、この真意を広く公けにされることを強く要請するものであります。

一九七〇年八月五日

神戸大学評議会 殿

広島大学文学部助教授 脇阪 豊

公開質問書

神戸大学評議会御中

貴大学講師松下昇氏にたいし、貴評議会が七月三十一日に「交付された「審査説明書」を、わたしたちは拝見しました。わたしたちは、そこに提示された貴評議会の方針に関して重大な疑問をいだけるものですが、むしろ貴評議会としては、その方針は誰に恥じるところもなく決定されたものでありましょう。したがって、所属大学こそ異なれ、ひとしく国立大学の教員として松下氏の同僚であるわたしたち、「大学を告発する・京都大学全学教員連合」は、貴評議会がわたしたちのいだけ疑問点に答え、貴評議会の見解をひろく周知させることを、当然のこととして期待し、要請いたします。

1 「審査説明書」に列挙された松下氏の数かずの表現行為は、それだけ、この間の貴評議会および貴大学教養部教授会の特定の態度・行動に対応し、関連してなされたものでありますから、貴評議会はもちろん、その関連を綿密に考慮しつつ審議されたことでありましょう。いつたい貴評議会は、自己および貴大学教養部教授会との間の態度・行動について、どのような評価をしておいででしょうか？

2 貴評議会の判断の基礎となつたと思われる、貴大学教養部「松下問題調査委員会」の報告書が、委員会の構成・活動を教養部教授会にすら秘匿したまま、しかも当の「調査対象」である松下氏を排除し、あまつさえ官憲の手に渡しながら作成された事実を、貴評議会はどのように評価されますか？

3 貴評議会は、おそらく「大学の自治」の「自主的」解釈の上で立つて、あるいはみずから大学問題への警察力の介入を要請し、あるいは貴大学教養部教授会の警察・検察との破廉恥な連携を然認してきました。わたしたちは、とくに次の二点について、貴評議会の見解をもとめます。

a 貴評議会は昨年七月十二日、「全学集会」を警察機動隊の演習場に予定し、当時の時点で当時のかたちで行なわれるその集會に反対する学生多数を、警察力を発動させて崖下へ追いおとし、多数の重軽傷者をつくりだしました。かかる警察との連携およびその結果を、貴評議会はどのように考えているのでしょうか？

b 本年四月ないし五月、貴大学教養部長代理ほか数名の教員が、学内問題に関して検察に「任意」の供述を行ない、かつ学内に

も発表されていない「松下問題調査委員会」報告書を検察に提供したといわれます。このことを貴評議会はどのように考えますか？

4 貴評議会は七月三十一日に松下氏に「審査説明書」を「交付」し、四日後の八月四日、文部省に新学長の「発令」を「申請」されました。相接してなされた貴評議会のこの二つの行為の関連性を、貴評議会はどのように考えておいででしょうか？

貴評議会の今回の方針にかかわつてのわたしたちの疑問は、以上でつきるものではありませんが、とりあえず、わたしたちは以上の四点について貴評議会の返答を要請し、あわせて、貴評議会がこれらに答えぬまま「処分手続き」を進行させることのないよう、強く要望いたします。

一九七〇年八月十二日
大学を告発する。

京都大学全学教員連合
連絡先・京都大学教養部ドイツ語教室
野村 修

神戸大学学長並びに評議会各位

机下

一九七〇年八月十四日

大学変革研究会議
(代表 九大教養部 傾口常民)

謹啓 まだお目にもかかりませぬのに突然にお便り差上げます夫

礼何卒お許し下さい。ただ貴学松下昇氏の問題は、「面識」のあるなしを超えて直接に、すべての人に、なかにも私も大学に働く各目に深くかかわつていふことですので、やはりこの際率直に小生らの意見を申し上げることこそ、同僚としての礼と愚考致しまして、敢て筆とりました次第です。

(一) 貴評議会の三ヶ条十五項目にわたる処分理由は、一見しますと、一々尤もなもののように見えます。そしてその背後には、市民としてせび守らなくてはならない「秩序」、教官として授業・研究を行なう「義務」ないし「権利」という思想があります。

(二) しかしその場合「秩序」とか「義務」とか「権利」とかいわれるものは、そもそも何を根拠として何のためにあるのでしょうか。もし私どもがそれらの語を口にすると、人間の生と学問の真実の根拠もしくは目的がまったく忘れ去られているとしたら——それが忘れられているということこそさえ全然意識にのぼらないほどにすっかり忘れ去られているとしたら——どうでしょうか。むかし心優しいナザレのイエスをして「禍害なるかな、偽善なる学者パリサイ人よ」と叫ばしめたその人々の禍害は、形をかえてそのままに、私も自身のこととなりましょう。

(三) 他方この二年間一身の利害をかえりみず松下さんの行なつてきた「表現活動」が、人間として、学者・教育者として、他に何事があるうともそれだけはけつして忘れてはならない第一義の八何かVに発し、同じ第一義の八何かVに向けられていることは、同封の小誌「八何かV」第二号所載の「私の自主講座運動」を一読するだけでも、まったく疑いの余地がありません。してみれば、松

下さんを大学から消し去る貴評議会の処分は——よし松下さんと周囲の学生たちに何かの「行きすぎ」があつたとしてもその本質において——イエスを邪魔にして十字架につけたユダヤの支配者たちや、自分では気が進まぬながらそれを承認したローマ総督ポンテオ・ピラトのそれと同じ恐ろしい間違いだと申さなくてはなりません。

(四) 機動隊をバックに持つているかぎり、あのように沢山な理由を挙げて、松下さんを「処分」することは、赤児の手をひねるよう容易に出来ます。「大学立法」を強行採決した政府・文部省が大いにこれを善しとすることはもとより、マス・コミによつて作られる「世論」もまた恐らくはそれを支持することでしょう。しかし、——注意して下さい、「それでも地球は廻っている」世の何びとも、真実を虚偽に、虚偽を真実に変えることはできません。松下さんをそのようにして葬り去るということは、その実、自分の脚もとに底なしの墓穴を掘ることとなるほかはありません。

甚だ憤越ではありませんが、以上のことよくよく御心にとめられまして、松下さんと親しくお話しのおえ——一見粗雑な氏の裡に、そのための、どんな切なる願いが秘められているか、私どもにはそれがよく分かります——今回の処分のこと、御再考下さいませれば、その幸いは、けつしてひとり松下さんのこと、貴大学のことのみにとはとまらないと存じます。

敬具

松下さんは、八月五日および一二日の処分紛争討論集会（自主講座運動実行委を中心とする学生、阪神間の反戦労働者・市民、全国的に結集した教員有志など数十名が参加。この集会へ向けて、通信2号所載の菅谷規矩雄の文章は送られた）での討議を経て、八月一日、評議会あてに「審査説明書に対する陳述の請求」の文書を発送した。かれはこれらのなかで「陳述の方法としては口頭・書面の双方を希望し」、「原則としては口頭でおこない、その過程で文書を配布する。別紙の条件を、参照されたい」と書いた。その条件は次のとおりである。

不運にもつきつけられた△評議会▽ メンバーが陳述をきくための条件

- 1 あとで発表する（すでに発表されている）が明要求に対して各メンバーが納得のいく回答をする。
- 2 時間・場所は双方の協議で決定する。
- 3 法規にすらし非公開の規定はないから、当然公開とする。
- 4 全ての事実に関してあらゆる証人を喚問する。
- 5 問題点を完全に明らかにし、実現の方向を発見するまで陳述を続行する。

6.....

これらの条件を拒否する場合は、その人間およびかれの存在する基礎が、あらゆる意味で破産していることを示すことになる。

きみたちは不運である。ほんとうは手を汚したくないのに、いや応なしに永遠の裁きと呪いを与えられてしまうのだから。

一九七〇・八・一三 および その後の数日に
松下 昇

木

これにたいして評議会は、小手先の戦術にとらわれた笑うべき対応を見せた。まず一五日に、口頭陳述は非公開で二〇日に行ない、文書陳述は二四日にしめきる、という通告があり、ついで一七日、二〇日の口頭陳述の時間は一四時とする、という通告があった。さらに一九日、「夕方、評議員が来訪して二枚の紙片（一枚には、「評議会が一方的に指定した」条件で口頭陳述に応じます、とかいてあり、もう一枚には、拒否します、とかいてある）を示し、いづれかに署名・捺印せよ、という。いづれも拒否したところ、紙片をもつたまま帰った。（松下氏ビラ、八月△紛争の△事実性▽より）このような小刻みな連絡をしながら、評議会は、その審議の場を当日の朝まで明かさなかつた。評議会は「公開」におびえていたのである。八月二〇日については、脇阪がつぎのように記録している。

て、結局、その迎えの一行を、学館ロビーまでひき出したのは、つまり、権力からの△時間と空間の奪取▽であつた。当然の要求として、関連するあらゆる審議の場を公開とすることは、松下氏がくりかえし主張してきたところであつたが、それを果しえない評議会に対して、少くとも、この陳述への導入は、ひとまず成功したといえるだろう。

こうした状況のなかで、迎えの、堀江評議員は、気の毒なことながら道化の役を演ずる運命にある。はじめ、松下氏と二人だけで、△相談▽をした、と申しながら、結局はロビーの中に入りこみ、衆目のなか、苦しい△交渉▽を行うこととなつた。堀江氏の役目は、なんとかして、松下氏をひとりだけにし、評議会の場に案内し、ともかくにも、△陳述▽の名目を果すこと。評議会にとつて、これは、嘘でも果さねばならない、法的義務である。岡山大学の例にも明らかなように、たとえ、それが四十五分間という、一方的限定であつてもよい。被処分者が、なんらかの△処分▽についての見解を△陳述▽しさえすれば、形式は成立するのである。

松下氏が、公開（陳述の場への立会人の同伴を含む）・証人（参考人）の喚問、陳述の続行（一回で打切らないこと）などを、予め条件として要求しているのは、自己の発言と行為に責任をもつものとして当然のことであり、それに応えるのは、処分者としても当然のことである筈である。——出迎えの堀江評議員と松下氏との間に、こうした点をめぐつての心算が続く。

△連続して陳述が行われることを前提として、今日は単独で出かけてもよい▽（松下）

△そのことは、今日の陳述の結果でまゐる、必ずしも、一回限り

八月二〇日。六甲、神戸大学学生会館。山上に向う広い道路を隔てて教養部の建物がある。二階のロビーの前からは、松下氏名づけるところの△V広場△が見え、自主講座ゆかりのB一〇九教室よこに、学生が七・八人と旗が二本ばかり。△処分紛争闘争・総決起集会▽の始まりをまえにしては、大へんに静かである。が、ふと目を教養部正門の外側にやると、いる、もう△大学▽とはきつてもきれぬ縁をもつようになった△△私服▽が。例のごとく、トランシーパーをもち、数人が一組となつて構内をうかがつてゐる。構内の静寂と奇妙なコントラスト。

そのようななかを、しだいに人が集まり始める。京大からは野村・池田氏の他に農学部の人々が六・七名。となりの神戸外大からは小川・中岡の両氏。はるばる東京からは芝浦工大の浅野氏……学生たちも三々五々とやつてくる。そしてここ、ロビーにも、とくべつの緊迫感はない。

他方、神大評議会の、この「口頭陳述」の場の設定は、慎重さを通りこして、もう一歩で漫画の場に至るほどであつた。この日の午後一時から四時まで、その開催の場所は示されず、ただ待ちあわせの場所を「正午・六甲登山口「エクリン」の前」とのみ、しかも、その当日の朝になつてはじめて指定する、という徹底ぶりである。

松下氏ならずとも、このような一方的取扱いに、なにかの△抗議▽を示そうとするのは、いわば自然の人間のなりである。彼が当日の早朝から寝をくらし、評議会からの一方的通知を逆手にとつ

で打切ると決定はしていないV(堀江)

というような、いわば並行的な主張と、一方的諒解(?)の結果、それに補足的要請として、

△今までに何回も、声明・抗議文・質問状が、多くの人々の連名や個人の立場で出されている。その社会的な責任を共有する立場で、陳述の場に立会いたいV(脇阪)

△立会人はみとめないV(堀江)

△立会人を認めないのなら、せめて、われわれの質問に、いつ、どのように答えるつもりなのかを、責任者からききたいV(野村)と、交渉が続く。流石に、堀江氏も、個人としての意見はあるらしく、△あなたごとの発言や解釈は、一方的で、この前後をふまえた主張ではない。論争は大いに望むところVと応じる。

△調査委員会(教養部での)を秘密にしておくのはいけない、と私も言うんですよ。でもね、氏名が公表されると、「殺すぞ」という脅しがあるから、というので、公表に反対があるのです……V

(堀江)

△そんな教授会で、ことが運ばれ、そのまま最終決定に至ろうとしている、そこに問題があるのですよ、そして、評議会も、そのような教養部からの報告を、そのままうけとっている……V(脇阪) こうしたやりとりのすえ、堀江氏は、立会人としてではなく、評議会の責任者から、質問状の取扱についての考えをきき、ということ、野村・脇阪の、会議場までの同行を諒承。さらに評議会議長に連絡すべく電話にたつ。——その間に、松下・野村・脇阪は迎えの自動車に乗りこんで堀江氏をまつ。(堀江氏の字館ロビー到着は十二時少しすぎであり、この間におよそ二時間を経過)

かなり長時間の電話連絡の後、堀江氏自動車のところに現われ、

二人の同行を拒否する議長の指示を伝える。つまり、会議場へは、あくまで松下氏を単独で案内すること。

たしかに、この八月二〇日は、松下氏の陳述のための評議会ではあつた。しかし、去る一月二六日に諸大学の有志教官及び事務職員四十名の抗議声明が出されて以来、当日、その場に居あわせた各大学の関係者が、直接に名を連ねたものに限るとしても十指を屈するに足る、声明や質問状がある。それらを全く無視して、この処分方針を決定するに至つた神大評議会の一方的な態度があるがための、この日のわれわれの執拗な追求であつた。そして、△陳述後に学長事務取扱との会見を求めるVとのわれわれの最大の譲歩すら顧みられずに、この日の、△全てVは拒否された。

この第三者の介入を排拒する考え(後述備考のように、それは遂に破綻する)は、非公開の固守と共通するものであるだろう。しかし、最後の場で、△自分たちの論理に自信があるのならば公開しないのかV(浅野)という追求に△学生たちが騒ぎだてるような状況では、公開はできないV(堀江)と答えるのみであつた。はなはだ狭い考え方に端的に示されるように、そして、わずかに三・四十名あまりの学生の集まりに私服警官の監視を必要とするという、この漫画的状況設定に、こんにちの、大学管理者のまさにステロタイプな思考があらやかである。それは、論理を一貫させるかにみえて、無論理をみずから衆目にさらすものであるといえるだろう。

ところで、この二〇日の陳述を、当事者側の長々つづいた電話連絡の時間を計算に入らず、午後三時頃、△態度があまりで、返答がおくれたVことを理由に、翌二一日に延期を通知してきた、評

議会議長の発言に、看過できないひとつの重大な事項があつた。

―あくまでも、松下氏単独の△出頭Vを求め、それへの具体的指示として、△学生たちが、出迎えの車のをつけ、会議場におしかけたりすることのないよう、学生に説得するVことを条件とし、それができないときは、△陳述の意志を放棄したものとみなすVという、言語道断な一方的通告である。

松下氏と当日集つていた学生諸君との関係(いずれにせよ、きわめておだやかな集団であつた)を、評議会がどう判断するかは自由としよう、そして、仮に、一応の要請として、上述のような配慮を松下に求めるのも(若干こつぱいではあるが)、可能であるかもしれない。絶対に許されないのは、それを条件として、それが果されぬとき△陳述の意志を放棄したものとみなすVという、この、人間の意志の私存の意図である。このようなことが本気で可能と考えられるのであれば、それは、もはや△現代Vではない。まさに、△暗黒の過去Vの再来である。

(備考) 神大評議会が、松下氏処分について、学外第三者の介入を極力排除しようとの意図は、しかし、遂に貫徹しきれず、この処分の理由として挙げられている各項目のいくつかについて、やはり第三者の見解をも求めざるをえず、「参考人として」筆者には八月二八日付で次の二点への回答が求められてきた。

「貴見を聴取したい事項

1 松下 昇講師が、昭和四三年一〇月より同四四年二月に至る神戸大学教養部昭和四三年度第二課程後期における同講師担当のドイツ語の学生成績の提出を、教養部事務取扱の命令をも無

視して行わなかつたという成績提出拒否の事実の有無について

2 松下 昇講師が、昭和四三年一〇月より同四四年九月に至る神戸大学教養部昭和四三年度後期における同講師担当のドイツ語学生成績の評価に当り、受講生二三四名全員に対し、何等の試験をも実施することなく〇点を与えたという不当な成績評価の事実の有無について(傍点筆者)

なにゆえに、「事実の有無」を第三者に問いあわせねばならぬのだろうか。この記事を読まれた方々に、そのよつてきたところを、それぞれにお考え頂きたいと思う。

なお、この二〇日の、評議会議長からの、翌日の△出頭Vに関する△指示Vは、後刻文書で松下氏に届けられたが、この、△学生を説得するVことと条件は、同文書からは削られていた。

(九・三 脇阪 記)

二〇日朝、「エ克蘭」前で待てという指示は電報で来たが、その晩には、学長代行の通告(午後の交渉過程で、決裂時に、代行の指示を電話で受けた堀江評議員が伝えた内容とはほぼ同じもの)が、ごていねいに、電報と文書の双方で来た。その珍奇な文体を電文(文書と同文)で紹介する。

〇〇一ナ

ウナ一一二八 コウベ 一六 コハ・五二ナダ 至急
タカハアザ クスガ オカ一〇」

配達通知

ヒヨウギ、カイギ、チヨウヨリホンジ、ツキデ、シタトコロニシタガ、ツテタ
 ノコウトウチンジ、ユツノタメノヒヨウギ、カイカイジ、ヨウヘノ
 アンナイニカンシテゴ、ツウチモウシアデ、タトコロ、レンラクノ
 カクホヲヤクソクサレテオリナガ、ラ、ツウチヲジ、ユリヨウシナ
 カツタトベ、ンカイサレ、マタ、キデ、シヨウウワ四五ネン八
 ガ、ツ一五ニチオヨビ、一七ニチノゴ、ツウチノナイヨウヲシヨウ
 チサレテイルニモカカワラズ、一ジ、カンハンヨニワタリヒヨウ
 ギ、カイニオケルコウトウチンジ、ユツヲオコナウイシヲメイカク
 ニサレズ、ホンジ、ツノヒヨウギ、カイニシユツトウサレナカク
 タコトバ、マコトニイカンデ、アリマス、ホンジ、ツ、キデ、ンガ
 ヒヨウギ、カイニシユツトウサレナカクコトハ、マツタクキデ
 ンノセキニシヨルモノデ、アツテ、ヒヨウギ、カイハ、キデ
 ンガ、ミズ、カラコウトウチンジ、ユツノキカイヲホウキセラレタ
 モノトニシテ、ルヲエマセン、シカシナガ、ラ、ヒヨウギ
 カイハキデ、ンニタイシテ、八ガ、ツ二一ニチヘキンヨウビ、ニ
 ヒヨウギ、カイニオイト、コウトウチンジ、ユツノキカイヲサイド
 アタエマス、ヒヨウギ、カイハ、キデ、ンヲヒヨウギ、カイカイ
 ジ、ヨウヘゴ、アンナイスルタメ、ド、ウジ、ツゴ、ン一〇ジ
 ニロツコウトザ、ンダ、チエ克蘭マエマデ、アンナイシヤヲサ
 シムケマスカラ、キデ、ンニオイトコウトウチンジ、ユツヲオコナ
 ウコトヲキボ、ウセラレルナラバ、八ガ、ツ一五ニチツ、ケツウ
 チ、ナラビ、ニ、ホンジ、ツ、ヒヨウギ、カイギ、チヨウガ、ホリ

エヒヨウギ、インヲツウジ、テシジ、シタトコロニシタガ、ツテタ
 ンド、クダ、ド、ウジ、ツ、ド、ウジ、コク、ド、ウシヨヘオコ
 シクダ、サイ、モシキデ、ンガ、ド、ウジ、ツ、ド、ウジ、コク、
 ド、ウシヨニオミエニナラナイトキ、マタ、キデ、ンガ、オミエナ
 ユ、(ママ)ナイバ、アイニハ、ヒヨウギ、カイハキデ、ンガ、コウ
 トウチンジ、ユツノイシヲホウキセラレタモノトニシテ、ル
 ヲエマセンカラ、ゴ、シヨウウチクダ、サイ、ソノバ、アイニハ、キ
 デ、ンニハシヨメンニヨルチンジ、ユツノキカイガ、ノコサレテイ
 ルニトド、マリマス、シヨメンニヨルチンジ、ユツハ八ガ、ツ一五
 ニチツ、ケキデ、ンアテブ、ンシヨニヨリツウチシタトオリ、チン
 ジ、ユツシヨメンヲ八ガ、ツ二四ニチヘ、ツヨウビ、ゴ、ゴ
 五ジ、マデ、ニ、ホンガ、クシヨムブ、ジ、ンジ、カニヒツチヤク
 スルヨウゴ、テイシユツクダ、サイ、コウベ、ダ、イガ、クヒヨウ
 ギ、カイギ、チヨウトダ、ヨシロウ

受信八月二〇コ、九一七

*

八月二日。一〇時エクラン前。エクラン前は警察の派出所前
 もある。渡辺田、脇坂、小川(正己)、中岡、浅野、野村が、こ
 どもお使い番の中川評議員にたいし、会場への同行を交渉するが、
 ラチがあかない。一〇時二〇分、松下さんは「単身」で評議会差し
 廻しの車へ。なにやらの映画のロケのようでもあり、笑いごとでは

なしにフザケヤガツてもいる。

「尾行車をまきながらスミス邸へ。審戒体制の中で八陳述開始。
 ここで発せられるすべての言葉には八Vがつけられている、と前
 おきして、重層する事実性の第一次元の実実性II(審査説明書の)
 記述・文体の批判を展開。三時間余り。」(前記の松下さんのピラよ
 り)

夕刻、神大学館で集金。松下さんから報告がある。――昨日は、
 評議会による時間・空間の指定を転倒して今日に持続させた。今日
 は、八一人Vで闘わねばならぬばあいを想定して八一人Vの闘いを
 追求した。基本方針は、評議員と八私Vの同時性の共有の場へ、に
 こやかに殺倒すること。一秒で出てもよく、ラクガキして帰っても
 よい。しかし「事実」についてのみ語れという評議会の要求を打破
 し、「事実については異議がなかった」といわせないうために、事実
 性の第一次元を論ずる。事実の重層性であり、事実性はいくつもの段階が、次元ある。
 「記述」の記述は第二次元につき、証拠を証人による検証を加えなければ第二次元
 すら達しない。今日は記述の次元に限って批判を展開した。そして
 最後化、次回に事実性の第二段階へすすむことへさらに回を重ねて
 第n段階へすすむことへを、評議会に要求した。と。

*

八月二四〜二八日の岡山での人事院公開審理に、松下さんは萩原
 さん、坂本さんの代理人の一人として参加する。神大当局側も、教
 人を傍聴のために派遣してくる。
 他方、神大評議会は、二一日の松下さんの「陳述」の結果、第二

回の口頭陳述を三一日に設定せざるをえなくなる。また、参考人の
 意見陳述をも、人数を一方的に制限し、文書によるとし、九月一日
 しめきりとしてではあるが、認めざるをえなくなる。

*

要 請

神戸大学教養部講師松下昇氏に対する八処分問題について、私
 たちは、去る一月二九日の「声明文」送付以来、貴大学当局へ教養
 部および大学評議会にたいし、その都度問題点を指摘し、その誤
 りを速やかに改められるよう抗議あるいは要請を行い、また、疑点
 を明らかにされるよう質問への回答を要請して参りました。

しかるに、それぞれの責任者からは、私たちに納得のえられる回
 答は全くなされず、ときに公式文書の送付が行われたのみでありま
 す。そのような責任所在の不明確な審査のままに、松下氏に対する
 「懲戒免職」の処分がいま決定されようとしておりますことは、私
 たちの絶対に看過しえないところであります。

改めて個々の問題点を指摘するまでもなく、貴評議会が今に至つ
 てもなお、その真意を広く公けにされないうことは、今回の処分問題
 について、貴評議会が、なんらかの過誤を犯されているがゆえと広
 く判断されることでありましよう。私たちは、貴評議会がそのよう
 な汚点を貴大学の歴史に残されぬために、速やかに貴評議会の態
 度の表明を行われ、具体的問題点を広く公開の場での討論によつて

明らかにされることを、ここに改めて強く要請致します。

一九七〇年八月二八日

神戸大学評議会・評議員各位

回 答 書

浅野利昭
小川正己
折原浩
倉田令二郎
野村修
脇阪豊

八月三十一日。評議会は前日、今度も電報と文書で、待ち合わせの場所を「九時半、御影公会堂前」と指定してきた。

「朝、石屋川沿いに散歩をたのしみつつ、九時半、指定の場所に登場。大学側の車は、こつけないほどのまわり道をしながら、県警本部裏のセイイ会館に到着。一〇時〇時まで、a、参考人のよび方の形式性 \parallel たんなる証拠づくり、b、審査説明書の全面的かきかえの必要性 \parallel 反革命秩序の表現の根拠の破産、を中心に第n次のうち、第一―二次の事実性について拡大自主講座運動を展開。無限に \wedge 。陳述。Vし続けることを宣言。」(前記の松下さんのピラより)
また、参考人としての意見をもとめられた脇阪は神大評議会あて、つぎの回答書を送った。

*

*

この度昭和四五年八月二八日付の貴書面により、神戸大学教養部松下昇講師に対しての、処分審査に關連し、参考人として私の見解を求められました。それにお応えする前に、今回の私の見解が、書面陳述という形式を指定されていますことに、遺憾の意を表明せざるをえません。

申すまでもなく、貴評議会は、我国大学の歴史上、かつてない重大な時期に當る、この数年來の、大学問題に關連して、その結果としての松下氏の諸行為を、いまここにとりあげようとしておられます。つまり、一方で、今日の大学の在り方に深く關係し、他方で、複雑な相互關係のもとに発生してきた、諸問題をふまえての、松下氏の行為について、陳述上多くの制限をうけざるをえない書面による形式は、不十分な理解ないしは、誤解を招来することを危惧せざるをえません。従いまして今後の審査の進行に際しましては、この点に充分留意されますことを、まず強く希望致すものであります。

本来ならばこの点が充足され、その後陳述に移るべきでありますが、今回の貴意を尊重し、取敢えずの見解を以下に述べます。

I

この質問の要旨は、次の二点にあると思われれます。つまり、神戸大学教養部での松下氏の

(1) 昭和四十三年度第2課程後期のドイツ語成績提出拒否の事実の有無、

(2) 昭和四十三年度(第1課程)後期(昭和四十三年一〇月より四四

年九月まで)のドイツ語成績の評価に當り、試験を行わずに、全員に0点を与えた、という事実の有無。

以上の二点に關し、貴書面の記述は、私とその真意を解しますに當り、甚だ困惑を覚えるものであることを、率直に申しあげざるをえません。具体的には、上記二点について、「事実の有無」を私にお問ひあわせになる根拠が私には判断しかねるのであります。それは、①私が、この二点の「事実の有無」について判断できる立場にはなく、②貴評議会が、松下氏に対し、「懲戒免職」の処分方針を決定された現在の時点で、第三者にその根拠を構成する「事実の有無」を問ひあわされるのは、論旨の矛盾が認められるからであります。

上記二点は、神戸大学教養部の教務に關するものと考えられます。従つて、その「事実の有無」に關する限り、当該事項關係責任者と、松下氏との間において、当然に相互諒承されるべきものであります。いま、それにも拘らず、第三者の見解を求められるのは、当事者間に、なんらかの事実認識上の差異があり、その判定に、第三者の見解を必要とするとの結論によるものと考えざるをえません。貴評議会が、処分を前提としての「審査説明書」を出されたのは、なにゆえでありましようか。私は、貴評議会が、なにを以つて「事実」とされ、また、その「有無」という表現に、どのような意味を附与されているのかを、明らかにされる必要があると考えます。

以上の点を、あくまでも保留事項として、私は、一応この機会を利用し、若干の問題事項についての見解を述べさせて頂きます。

II

当該二事項は、去る七月三十一日付の、貴評議会の松下氏に対する「審査説明書」別紙記載の(1)「教員としての職務放棄など」のうち、第(3)項「成績提出の拒否」、第(4)項「不当な成績評価」の夫々に關連していると思われれます。今回の貴書面では、私に対し、それ以外の諸項目を分離し、お問ひ合わせになつております。私は、この点につきましても、貴意を尊重し、一応は、当該第(3)・(4)項目について見解を申しのべますが、それに先立ち、仮に、「職務放棄」の範圍に考察を限定するとしても、「審査説明書」第(1)・第(5)の個々の問題は、相互に密接な關連性を保っていることを指摘しておく必要があると考えます。

例えば、「審査説明書」によれば、松下氏は、昭和四四年度前期(昭和四四年九月から同年十二月まで)の授業を拒否しておられますが、これはつまり、神戸大学教養部においては、昭和四四年八月までは、同年度前期の授業は行われていなかった、という公式見解に基くものと思われ、それはさらに、昭和四三年度後期授業が、いつ、いかなる状態で終了したか、また、それに伴う成績評価がどのような形で行われたのか、という、従來の学校歴とは非常に異なる当時の神戸大学の一般的事務を除外しては、個々の問題点の正確な認識はありえないことを示唆しております。

貴評議会が、これらの關連性を考慮されず、それを分析し、ただ、個々の行為の事実Vのみを処分の対象とされるかにみえますことは、重大な問題点であると言わざるをえません。およそ、人間の行為は、他者の恣意的判断により個別的に分析評価されるものではなく、ありえず、加うるに、学問あるいは教育の場での行為が、個々に独

立して存在しうるものでないことは、自明のことであり、この原則が、当初より無視されておりますとき、(八)事実Vの正確な認識と判断は到底不可能であります。具体的な見解の記述に先立ち、私は、この点を強く指摘しておきたいと思ひます。

次に具体的項目に移ります。

(1) 松下講師が、教養部第二課程の四三年度後期のドイツ語成績を拒否された、との点に關しましては、私は、当時同教養部のドイツ語担当者ではありませんが、二課程の担当者ではなく、その経緯の詳細については、明確に記憶しておりません。しかし、その当時、教養部は、二課程を含め、従来通りの授業及び試験を実施することが不可能な状態であつたと、記憶しております。このことは、もちろん、単なる物理的条件の不備のためのもではなく、昭和四四年二月一日の「評議会団交」とその前後の神戸大学全体の学内状況との關係に於いてであります。(註)

つまり、教養部長事務取扱の成績提出の命令そのものが、果して妥当なものであつたか否かは、大いに論議の分れるところであり、松下氏が、仮に、自己の教育者あるいは知的営為者としての立場に誠実であろうとされたとき、その「成績提出拒否」は、単なる「事実」のみをもつて、処分の根拠と断定されるには、余りにも多くの検討されるべき問題を含むものと言わざるをえませぬ。

(2) 松下氏が昭和四三年一〇月から四四年九月までの、教養部四三年度後期のドイツ語の同氏担当の学生の「成績評価」につきまして、(a)「何等の試験をも実施することなく」(b)全員に「0点を与えた」という、二つの問題点を、貴書面(1)の2はご指摘になつて

おります。

(a)につきましては、当時、同教養部教授会ないしは關係責任機關において成績評価に當り、「試験」(レポート提出を含む)を、その絶対必要条件とはみなされていなかったことを、私は承知しております。つまり、当時私は、同教養部四三年度後期のドイツ語の私が担当しておりました学生の成績を、なんら試験を行うことなく提出し、それは、そのままに受理されております。さらに、(b)に關連しましては、私は、全員に80点を与え、これもなんらの支障なく処理された筈であります。この二つの「試験を行わず」に「成績を評価」するという、ひとつの文脈が意味するものは、従来からの(八)試験V(八)評価V(八)単位認定Vという制度の実質上の否定に外なりません。つまりそれが0点であるか、80点であるかの点に問題があるのではなく、「評価」を通じての(八)差別V(八)抑圧Vという、教育とは無關係の学内権力機構の構成要素を排除するところに、本来の意図があります。(註)

(3) 上述(2)の解釈の細部については、松下氏と私との間に、あるいは若干の相異が存在するかもしれませんが、この根底的な意味づけは共通点をもつものと考えております。それは、自から、現代における大学の存在とその内部での知的営為の意味への問いかけに発するものであり、記述(1)におけると同様、単に「事実」行為をもつてのみ、処分に結論づけることは不可能なものであります。もし、この松下氏の行為に關し、神戸大学教養部教授会において、なんらかの本質的論議が行われ、そのうちの「事実」に対する解釈と判断が存在するものでありますれば、その責任ある公表を私は求めたいと思ひます。それとの対比なしには、どのような

立場においてであれ、処分につながる判断は不可能であると言わざるをえません。さらに、右の疑点に關連し、私の承知致します限り、神戸大学教養部は、二三四名全員に対する0点の、松下氏の評価を、まず承認されたのではないでしようか。その際の、同教授会の正式な見解の公表なしに、松下氏の行為を「不当」と評価されますことは、職権の乱用の疑いを強くさせるものであります。

III

以上、私に求められました、二点についての見解を記しましたが、それに関連し、絶対に併記せざるをえぬ事実關係につき、簡単に述べてみたいと思ひます。

松下氏の行為が、その個々の事実に分断され、「事実」という名の抽象化作業によつて、真実への道を不明にする惧れがあることは、既に指摘した通りであります。その点につき、私は個々の諸事実をつなぐ、昭和四四年の一定期間内の、神戸大学の諸情況につき言及し、私の一般的主張が、当該の現実と、どのように一致するかを明らかにしておきたいと思ひます。

神戸大学が、いわゆる「正常化」への重大な転機を行つた、と判断しうる、昭和四四年七月十二日の高倉山における「全学集会」に對し、同教養部教官有志四名は、極めて厳しい批判を含む「態度表明」なる文章を公表しておられます。それによりますと、この集会は、「学内への機動隊導入の名分をつくるための、たんなるセレモニーにすぎないのではないか」との強い疑念からの、多くの反対にもかかわらず強行され、「学長事務取扱はその「呼びかけ」を、正味七分間で中止せざるをえなかつた」と指摘されております。そ

れはさらに「もつぱら警察力による会場制圧を支えとして強行されたものであり、論理的にも道義的にも、大学側成員すべてに對してなんらの説得力をも持ちえないもの」と評価されております。このような事実認識をふまえて同声明文署名者は、その時点(声明文の発表、七月二十九日)で、既に予測された「警察力に依拠する」封鎖解除に反對し、それにつづく「授業再開その他「正常化」のための業務に對する協力を留保」しておられます。

これらの事実が、たんに、教養部有志教官の、独自のものではなく、広く全学的に指摘された、大学当局の方針への批判と抗議であつたことは、ほゞ共通の時点での、農学部教官六十五名の「全学集会には参加せず」との文書(神戸新聞六月三十日)、「国家権力を借りての封鎖を解除しても授業はしない」との、文学部教官十四名の声明(八月三日の新聞記事、紙名不詳)などによつても明らかであります。

松下氏が、こうした当時の情況下で、あくまでもその立場を突えることなく、いわゆる「授業」を行わず、当然の結果として「試験」を行わず、その論理的脈絡のうちで、全員に「0点」の評価を与えたことは、果して単なる「職務放棄」として処分されるべき根拠に直線的に結びつくものであると断定しうるでしようか。

既に、本回答書Iで触れましたように、貴評議会が、不自然に固執されます「事実の有無」に關する限り、貴評議会の今回の処分についての審査の論理は、その矛盾を否定しえませんが、他方、(八)実Vの背景としての(八)現実Vが示すものは、極めて根源的な問題の所在であり、それより派生しております諸現象相互間の複雑な關連性であります。私には、各種の専攻領域の優れた研究者でもあら

る貴評議会構成員各位が、これらの諸問題に気づかれぬままであるとは到底考えられません。もし、貴評議会が、純粹に大学管理者としてのみの機能に基き、他のあらゆる、大学としての必須要件への顧慮を放棄されたまま、今回の松下氏処分を強行されるのでありますならば、まず、そのようなものとしての、貴評議会じしんの立場を明確にされる必要があると考えます。そのときは当然、昭和四四年一年間のうち、いわゆる「授業」並びに「研究指導」が放置されたままでありました、各部署毎の実態をまず明らかにされ、その責任をとられ、然るのち、松下氏に対する処分を審査されるのがこの順序であると考えます。

結び

「大学は、憲法と教育基本法で認められた学問研究の自由と教育の自主性の観点から、常に自らの手で自らの問題を解決すべきである」とは、昭和四四年三月十二日、中教審「学生の地位」中間報告に對しての、神戸大学教養部教授会の声明文の一節であります。私は、この文章が、その言葉の本来の意味で有すべき内実を、改めてお考え頂きたいと思ひます。そのとき、今回の松下氏の処分審査に際し、おそらくは依拠されておられるであろう、さまざまな諸法令が、たんに、その条文の個別的指示の機能によらず、より優先すべき憲法・教育基本法の精神と諸事項との本質的関連で、どのように運用されるべきかにつきましても、貴評議会の一考を患ひたく考えます。

およそ個々の人間の果しうるものは、その能力の限界に大きく左右されております。それゆえにこそ、あらゆる問題についての、可能な限りでの公開の討議の場が要求されるものであります。そして、

それは、本質的問題になるに従い、一層その必要性を増すものであります。残念ながら、貴評議会、および教養部教授会が、今回の松下氏処分の審理にさいし、その理念に距ること極めて大なる方法をとられ、その結果が今日の、貴評議会の論理の混迷に至つたものと考えざるをえません。

この度の貴書面のご請求に對し、不本意ながら書面にて取敢えずの見解をまとめさせて頂きましたが、この陳述に對する誠意あるお取扱いと、今後の、公開・公正なる審査の継続を最後に強く希望し、今回の回答書の結びとさせて頂きます。

昭和四五年八月三十日 広島大学文学部

助教 脇阪 豊

神戸大学評議会議長
戸田 義 郎 殿

- (注) (1) ここに言う二月一日評議会団交前後の「学内状況」とは、昭和四三年十一月二八日の寮問題についての評議会団交と、その際の「申しあわせ」をめぐる神戸大学の学内諸部署の反応に、ほぼその始まりをもち、教養部教授会からの強い要請にも拘らず、四月一日の評議会団交を経て、その後につづく期間に關してである。
- (2) この点に關しては、添付資料「昭和四三年度後期ドイツ語L4・19、G4・6クラス（協阪担当）の学生諸君へ」（四四年十一月十日）と題する、私の印刷物参照。これは、当時の、教養部關係者の諒承をえて、協阪が各クラスの代表者に一括郵送、該全

学生に配布を依頼したものである。

また、同じく審査説明書の事項の一部について「事実の有無」に於いての「見解」をもとめられた神戸大教養部助手、讀岐田訓さんは、もとめられたのが公開陳述でもなければ口頭陳述でもないこと、もとめられた「見解」がどう取扱われるのか不明なこと、また「見解」をもとめられた「参考人」の数が一方的に限定されたこと、にたいし、評議会を批判した上で、評議会の指定してきた四つの事項について、つぎのように述べている。

1 審査説明書の項目IIの2について

昭和四四年八月八日の退去命令は、大学臨時措置法の威嚇を受けた大学が、警察力を背景に実力封鎖解除を行なうためのものだった。「この大学当局の方針に對しては、当日、私を含めて全学の教官有志数十名が反対声明ならびに反対行動を行つて、機動隊によつて学外に強制的に排除された」が、「松下講師の研究室残留も、形態は異なるにせよ、当局の方針に對する具体的抗議行為」だった。説明書は、松下講師が退去を残留し無視して」と書いてあるが、むしろ無視しなかつたからの排除を目的とした措置だろうが、研究室残留は封鎖解除の障壁とはならない。にもかかわらずこれを処分理由とするのは、「残留する行為そのものではなく、残留する思想性」にたいする処分ではないか。

2 IIの3（ロ）について

説明書の全般にわたつていえることだが、松下講師の行動と学生諸君のそれが区別なしに記述されている。松下講師が「封鎖解除の説得に尽せず」とあるが、封鎖した本人ではないかとしては、それは当然の対応である。また「生物学実験の授業を妨害し、これを中止するのやむなきに至らした」とあるが、その「授業」の担当者としていえば、当時「このクラスは、従来の授業を行なうかどうかについてのクラス討論の段階であり、正規の生物学実験（授業）はまだ開始されていなかった」のだから、授業妨害というのはあたらぬ。けつきよくこの項目から松下講師の行為として残るのは「入口附近の廊下に坐り込んだ」ことだけである。

3 IIの7（イ）について

「私の記憶では、会議室に松下講師が入つてきた時点では、すでに湯浅教養部長事務取扱（議長）により、教授会閉会宣言が下されていた」のであつて、「会議中」の教授会の「議事を妨害し、教授会を中止のやむなきに至らしめ」という記述は、事実を歪曲している。また、松下講師が列席の教官の「自由を拘束した」とあるが、松下講師がこれらの自由を拘束する行為や発言をしたことはない。「それでも、なおかつ松下講師に自由を拘束されたという教官が存在するとしたら、むしろその教官は、自分自身の中の何者かに自由を拘束されてしまった」のではないかと「自問してみるべきであらう」。

4 IIの7（ロ）について

この抗議行為の是非を判断するには、抗議対象である教養部教授

金がどうであつたかを、まず問わなければならない。教授会は、大
学と教官にたいして提起された問いをみずからは問わずに、この問
いと対峙した一教官への秘密調査委員会をつくり、「異端者」の抹
殺に奔走していた。当日も「事務室前での通路に坐りこんでの抗議
行為に對し、あらかじめ待機させていた兵庫県警機動隊を導入して、
ほかならぬ学舎内で坐りこんでいる学生・教師を逮捕させた」ので
ある。こういう教養部教授会の行為——そしてこれに加え、これを
自己正当化するために他者を断罪しようとする行為——こそ、裁か
れなくてはならない。

磯田さんは、評議会への「陳述」をつぎのように結んでいる。
「真実を徹底的にあばいてゆく」ことが「△松下処分問題」にわづ
かでもかかわつた者すべて」の義務である。そして、「この作業が完
了されない限り、△松下処分問題」は永遠に持続することになりま
しょう。」

評議会メンバーを媒介とする全ての

人間にたいする公開質問状

とうかたちをとつた 拡大自主

講座運動のレジюме (そのn)

評議会は私たちの闘争と、関係の絶対性に規定されて、いよいよ

処分するまでに必要な時間・経費・精神の疲労などを公表して
みるがよい。そこにきみたちの倒錯の現実的条件が投影されている
はずである。それがあまりに悲惨で怖いからこそ、きみたちは私を
排除したのである。より内部へ、脱出不可能なワナをつくつてし
まうことも知らずに。

陳述の条件のうち、とくに公開というのは、たんに討論の内容が
公表されるとか、陳述の場で自由に傍聴・発言するとかいうことだ
けを意味するのではない。未踏の増徴的・存在的闘争がはじまりつ
つある現在、この処分問題がひきよせているテーマ、とりわけ表現
の増徴性・空間性・連続性を全ての人間の共同の作業として追求し
はじめる度合いだけ、ことばの真の意味における公開へ接近してい
るのである。

一九七〇年八月

松下 昇

(続く)

処分の儀式をしなければならぬ段階に追いつめられている。もし
て、処分そのものよりも、処分過程に含まれる課題が重要であり、
そこから私たちがこの世界で衝突せざるをえない全てのテーマをと
りだすことができる。きみにとつて、そのテーマは何か？どのよう
に共同的な追求方法を提起するのか？

陳述とは何か？ 私 にとつて、すでに六九・二・二の「情況
への発言」で提起したように「この闘争を媒介にして何をどのよう
に変革するのか、そして、持続・拡大する方法は何か、について一
人一人表現せよ」という位相に陳述の意味がある。私たちは永続的
に、きみたちの陳述を要求していくだろう。

本質的に裁かれ、処分されつつあるのは一体だれか？ 闘争狂殺
者、その然認者が、そして、かれらの表現の根拠存在基盤の破壊
が明らかにされているのである。私が提起した陳述の条件を拒否す
るものは、そのことによつて、この破壊を承認する陳述をおこな
うことになる。

私の発想・行動は、一つの大学の中だけでくりひろげられている
のではない。むしろ、そのような枠をはるかに超えたところで共闘
者を発見し、つくりだし、それによつて法・国家の枠を粉砕してい
くのである。私は私と直接にふれ合う敵たちを殆んど問題にしてい
ない。かれらは哀れな犠牲者であり、私の犠牲者になることのでき
る栄光をもつにすぎない。

岡山の八月から

岡大・人事院。公平審理・申の報告

荻原・坂本両氏の人事院提訴にもとづく、いわゆる「公平審理」が、八月二四～二八日の五日間、岡山で行われた。(その参加者などについては、記録の八月二四日の項参照)
この審理の進行にさいして、その具体的な依拠となつてゐる関係文書はおおむね次の通りである。(時間的経過に従つて列記)

- ・ 70年3月12日 岡大評議会「審査説明書」荻原・坂本両氏にたいしそれぞれ、「懲戒・停職五ヶ月」の処分方針の通告。
- ・ 4月22日 岡大議長「懲戒処分書」・「処分説明書」。両氏にたいし、それぞれ前記の処分の発令とその理由の通告。
- ・ 4月22日 岡大議長「談話」、審査の基本的立場を五点について説明(岡大広報No.2、5月18日号に収録)
- ・ 5月16日 荻原・坂本両氏の人事院提訴、荻原・「人事院提訴の文書」(処分に対する不服の理由)、「新たな共同性の地平を」に収録(4～6頁)

同委員会は午后は出来るだけ傍聴席を増やすよう努力すると約束して審理にはいつた。

口頭審理の順序は、大きく主張段階と立証段階と総括段階にわかれ、さらに主張確認の順序は①処分理由の確認のため、②処分陳述、③処分理由についての公平委員会による質問、④不服理由の確認のため、⑤不服理由の陳述、⑥不服理由についての公平委員会による質問、⑦争点整理のため、⑧処分理由及び不服理由に対する反対当事者の認否、⑨その他必要な場合、主張の対比と整理、となつてゐる。

審理は従つて、「処分理由の陳述」として、田代理理者によつて処分説明書が読まれた。なおそのほかに処分者側から答弁書が出されている。次いで「処分理由についての公平委員会による質問」が行われた。なおこの場合にも坂本請求者から公平委員会に一三五箇条にわたる詳細な釈明要求書が出されている。公平委員(主に委員長)の質問は、その職務の性質上、判断に必要な限りの質問であるから、おのずから限度があるように見えた。すなわち処分の事実関係のみ追つて、それらの背後にある大学闘争の意味に迫ることがない。その点で人事院も、処分者(大学)に近い立場に立つてゐることが次第に明らかになるだろう。いずれにしても、この口頭審理は特別の場合を除いて、当事者が直接討論することはできず、常に委員長を通して間接的にしか相手方に釈明要求が出来ない仕組みになつてゐるので、委員長の質問に便乗するか、委員長に質問させるように委員長を説得させるしかなく、隔靴搔痒の感をまぬがれない。請求者側としては常にはげしく委員長を攻めたてていなくてはならない。

坂本「不服の理由」、「さあ殺せ」収録(11～14頁)

・ 8月7日 岡大評議会「答弁書」、上記両氏の不服理由にたいし、大学より人事院に提出。(本通信同封資料「答弁書」抜粋参照)

・ 8月18日 坂本「釈明要求書」右の大学側答弁書にたいする反論書を提出する前提として「人事院に提出」。

註 一般に公平審理といわれているのは、国家公務員法第89条に規定する処分を受けた職員から不服申立てがなされた場合に、人事院の設置した公平委員会が行う調査のことをいい、この調査の結果に基づき、人事院は処分の当否につき判断をして、判定を出すこととなります。(以下略) (人事院公平局「公平審理の手引」2頁)

記録

八月廿四日 口頭審理は午前十時から、岡山市の公務員宿泊所広瀬荘の二階の大会議室で開かれた。人事院側は、金井委員長他二名の公平委員、処分者(大学)側は評議員田代教養部教授(学長の代理者)他長崎事務局長をはじめとする五名の代理人、請求者(処分者)側は荻原、坂本両講師他代理人十数名(なお代理人の数は百名を越しているが、実際出席した代理人は日によつて変動していた)。審理にはいる前に、傍聴席のそとにあふれた傍聴者を見て、公平委員長は「このような雑然たる状態では、充分審理がつかせない」ので、午后は傍聴制限を行うと発言したので、会場は騒然となつた。請求者側は公開の原則を主張してゆずらず、結

そのような形で行われた委員長の質問による問題点をひろつてゆくと、まず処分理由としてあいまいに述べられている教官会議出席拒否や授業業務拒否などの事実と、それらに関する文書提出、声明発表との関係について、質問の過程でようやく処分者はそれらの事実によつて処分したのであつて、文書、声明は参考にしたにすぎないということが明らかになつた。なおこの点は翌廿五日の再質問によつてさらに追求された。次いで請求者が出席拒否した教官会議の性格について質問があつたが、この問題も翌廿五日にむしかえされた。次は処分を決定した評議会の性格、さらに評議会に対する請求者の陳述の問題が出された。後者の問題に關しては筆者は八月廿日、廿一日両日にわたる神戸大学での松下講師の評議会陳述の状況をその周辺で見ただけに、公平委員長がそれを相互批判などという言葉で質問したが、そのようなものは全くなく、一方的恩恵にすぎないことは、岡山大学の代理者の「それは事実関係のみを調べることであつて、あくまで陳述」をきくだけで、「討論ではない」というにべもない答弁によつて、再確認された。次いで委員長は答弁書の冒頭の紛争の経緯に質問をむけた。ここでも一月廿五日スト突入までに「教回全学集会(いわゆる団交)がもたらが話し合いがつかず」とあるが、実はそれまでに団交は一度しか持たれていないことが明らかにされた。さらに(これは翌廿五日にさらに確認されたことだが)「話し合いがつかず」とあるが、一月廿九日の団交において学校代表と学生代表の間に確認書が取りかわされてゐる。次いで「全学をあげて、正常化に日夜努力し」の「全学」が問われ、その「努力」が教官会議と自主警備を行うことであることが明らかにされた。「再

三にわたる上司の注意にもかかわらず」については、「上司」の意味が問われ（これは翌廿五日にも問題になる）、「再三の注意」の具体的説明が求められて、午前の時間切れとなった。

午後は一時から再開されたが、傍聴席は増加され、皆着席できず、「難然さ」はなくなつたにもかかわらず、別の障害が持ち出された。宿舎の管理人からこの会場の定員は五〇名（多くて六〇名）で、それ以上はいると床が落ちる危険があるとの申し入れがあつたことである。その時参集していたものの数は九〇名であつた。再び騒然としたが、委員会の方からその日の午後は出来るだけ他に会場を探すこと、若しそれでも会場が見つからなければ明日は請求者側の代理人を十五名に制限し、傍聴者に関しては傍聴券を発行して、処分者側一〇名、請求者側二〇名に制限するという提案がなされた。騒然たるうちに、結局夫々の代表者が提案をめぐつて話し合うことと散会となつた。

八月廿五日 請求者側は午前九時半から会場前の広場で討論。会場は他に得られなかつたので、傍聴券を発行して傍聴制限を行うとのこと。論議は定員という物理的前提が覆えぬ以上、続行するかしないかに分れた。結局六〇名の定員を守ること、その範囲で請求者側の代理人の流動化をはかるということで会場に着席。公平委員会側も、処分者側も会場に姿を見せず、ようやく委員長だけがあらわれて、昨日の提案をくりかえし、若し従わなければ打切りにすると宣言した。請求者側は、傍聴者を処分者側と請求者側に分けることは、公平委員会の性格に矛盾することを指摘して頑張つたが、委員長は宣言をくりかえして退場。残つたもので

討論し、結局形より実をとる意見に傾き、傍聴者を廿名に制限し、発言の流動化をはかることに決した。このようにして、この日の午後も実質審理にはいれなかつた。

午後一時からようやく審理再開。審理にはいる前に、請求者側の代理人（岡山大学教官）から、処分者側の代理人（人事課長）によつて、会場外で、請求者側の代理人は公務出張が認められないのであるから、若し休暇届が出なければ賃金カットされるという脅迫が行われた事実が持ち出された。この問題は休憩時間に会場外で委員長立ち合いのうえで話し合うことにして、審理にはいつた。請求者側の代理人によつて、委員長の質問の前に、昨日の処分者側の回答の不備な点を指摘して、再質問するよう要請があつた。その第一点は文書提出、声明発表は処分理由ではないと、処分の参考であるという、その「参考」の追求。その間代理人（田代評議員）が発言しようとしたのに対して、衆目の前で私たちは事実関係のみを、それも最少限度に発言しようという処分者の態度をまざまざと見せつけられた。責任者である学長が病気でないのに代理人を立て、代理人は事務官が多く、代理者の発言を抑えた事務局長も今年の四月に着任した、紛争未体験者であるなど、処分者側の出席者の無責任な人的構成に対する請求者側の不満が爆発した。質問の第二点は答弁書の全学集金の「全学」と正常化に日夜努力した「全学」が、同じ全学という言葉を使っているが違いはないかということ。つまりその間に百八〇度の転換が行われてはいないか。そしてその転換（正常化）は一体いつ始まつたのか。次いで公平委員長の質問にはいり、答弁書の坂

本講師の処分理由に、六月一八日バリエード撤去に反対して坐り込み、「返去命令に反しようとして妨害した」とあるが、この妨害は、その文章のすぐ前の五月三十日の坐り込みにはかからないのかとの質問に対して、かからないとの答弁があつたが、そこから答弁書の処分理由のあいまいさが暴露された。問いつめられて処分者側は結局次のように整理させられた。すなわち処分理由は萩原、坂本両教官に共通の試験業務拒否、授業業務拒否、教官会議出席拒否の三つの事実（文書、声明は参考にすぎない）と坂本教官のバリエード撤去妨害の坐り込みの事実。答弁書であげている坂本教官のハントも単に審査対象にすぎなくて、処分理由ではないことも判明した。いかにも罪が多いように書きたて、処分理由をあいまいにしている点、請求者側の代理人が答弁書の書きかえを委員長に要求したが、委員長は「できのいいのやわるいのあるものです」と答えて、満場の爆笑をかつたが、この手は松下講師の審査説明書にも見られるのではないか。次いで坂本教官の四四年度十二月以降の、授業の意志があるにもかかわらず授業させなかつた理由、さらに再び教官会議の性格（学校教育法五九条に則つていとの回答）、教官会議への出席の義務の根拠（審議事項があることと定足数がその回答）、懲戒処分の手続等が問われた。充分問題の核心に迫り切ることなく時間切れで、公平委員長の質問は中断され、翌廿六日に持ちこされた。

（以上 小川正己）

八月二十六日 まず昨年一二月、坂本さんが授業を開始する声明を出したのに「教官会議」がこれを拒否し、かれに授業をさせなかつ

た理由が問題にされた。大学側はその理由として、担当教官変更の技術的困難と、処分が予測されていたことを挙げたが、たちまち「技術的困難」などはなかつたことが暴露され、理由としては後者のみが残つた。つまり「教官会議」は処分の予断をもつて行動していた、という重大な事実が知らされたわけである。もうひとつの興味ある展開は「教官の本務」をめぐつて生じた。スト中に学生と話しあうこともある、という処分者側の発言がその発端だつた。

白鳥（請） 学生との話し合いを公務と認めるわけですね。

音（処） それは人事院が判定することだと思ふ……（ヤジ ナンセンス） ……わからない。

松下（請） 自主講座は公務にあたるのか？ いずれにしろ判断をききたい。

公平委 自主講座を説明してほしい。

松下 たとえばこの席が拡大自主講座だ。（ヤジ 異議なし）

公平委 トンデモナイ。マジメだ。

萩原 自主講座は大学を追究する場だ。われわれは各自の闘争の延長としてここへ来ている。委員長が「マジメだ」というのは、それがわかつていないからだ。

白鳥 音さんは、学生との話し合いが公務かどうかは内容による、といった。その点をはつきりさせろ。

公平委 かれは結論として、確かめないと、といったのだ。

音 内容はそれぞれにメールは送られるものではない。

奥津（請） 公務のメルクマといは内容なのか、どうか。

公平委 つまりワカラナイ、ということですね？

管 そうです。

坂本 ではわたしを職務専念義務に違反、というのは筋がとおらぬ。

見られるように大学は、メルクマールもなしに違反を咎めだてするわけである。その大学の基本姿勢なるものを、田代代理者はこう定式化した。「昨年八月、改革委が改革案を発表し、改革すべきところは改革すべきだとしている。これが大学の基本姿勢である。」会場は爆笑の渦となり、公平委員長は「ひとをコバカにした笑いはしないで下さい」と叫ばねばならなかつた。

このように求釈明の過程で、大学の綻びが随所に口をあけてくることは、綻び直しを任務とする公平委にとつては、ガマンのならぬことだつたらしい。風の休憩後、公平委は会場へ現われず、請求者側へ申し入れを伝えてきた。すなわち口頭での求釈明を打ち切つて、①請求者の主張に（必要なら処分者側への質問も織りこみながら）移行するか、②求釈明を改めて文書提出して大学側の文書回答を待つか、いずれかの方途を選択してほしい、いずれかを請求者側が選ばずに、これまでの審理の続行をのぞむとしても、それには公平委は応じない、というのだつた。

討論の結果、請求者が二人いる点を生かして、荻原さんが①を、坂本さんが②を、しかも併合審理を分割することなしに選ぼう、ということになつた。①によつて五日間の日程の残りを奪い、②によつて他日の審理続開に求釈明をつなごうとするわけである。公平委はこの回答をのんだ。また、この日の午後の審理は、翌日の「主張」の準備のために休みとなつた。

部補の死（44年4月12日）にたいする権力の側からの一方的な意味づけと、それに抗すべくもなく、徒らな上意下達の機関となつた教官会議に、もはや発言の場としての価値を認めえなくなつた当時の情況。それが、いまに至るまで処分者側の、△処分主体不在▽の現実につづいていゝ。

管理者としての立場を一貫させれば、当然「懲戒免職」となるべき△処分▽に、あいまいな△教育者▽が登場し、処分主体の分裂が明らかである。学長がなぜ△思想・信条を問わない▽という処分の立場を強調せざるをえなかつたのか。授業拒否がその思想と向きはなして考へうるのか。などの追求が荻原氏や代理人から次々と提起される。しかし、委員長は「思想・信条が問われ、その自由が犯されていると請求者が判断するのであれば、その事実と理由を挙げて主張すべきである」と、大学側の発言を促す請求者側の声を、再度に亘つて抑えた。しかしついに、処分者側、音代理人は「信念だけでなく、行動」をも処分の対象とした、と発言。会場騒然となるところで時間。

八月二八日 冒頭音代理人は、昨日の発言の訂正を要求。「信念ではなく、行動を」のつもりであつたと述べる。もはや此判の対象にもならぬほどの茶番劇。

荻原氏の主張…この四日間の審理の過程で、処分者側の「沈黙の構造」が明らかとなつた。そこに△語られざる▽思想があり、それは、国家公務員法の適用という、強引な方向づけによつてのみ自己を正当化しようとするもの。その△表現▽とは逆に、事実をその△頁▽において処分しようとする者（処分者）は、無限の頁を追

八月二七日 荻原さんはまず、大学が人事院に提出した「答弁書」の「学園紛争の経緯と両講師の行動」という部分が、一見しては事実を羅列しながら、一定の評価・解釈にもとづいていゝこと、そこに大学の思想がうかがえることを指摘した。むろん大学が事実関係をどう解釈しようと、それは大学の勝手である、といえる。けれども、それは討議の対象とされるべきものであり、処分の前提とされるべきものではないのに、ここでは大学の解する「正常化」への「非協力」が、大学立法そのままに、処分理由とされている。

午前の審理はかなりモタつた。なによりその理由は、公平委員長が、大学側への荻原さんの求釈明を、なんだかんだと抑えようとしてかかつたからである。委員長は、荻原さんの「主張」が、じぶんの予想したパターンにはまつてこないことに、いらいらしていた。かれは、処分者側ののべる事実経過に對比しうる、請求者側の見た事実経過が語られることだけを、のぞんでいた。二つの経過説明を對比して「公平」に料理すること、それがかれの狙いであり、得手でもあつたのだから。とにかく午前は、ほとんど大学側の答弁をひきだせないままに経過した。

（以上 野村修）

八月二七日（続） 当然含まれるべき事実（団交における合意事項や、その結果としての、西署への全学抗議デモ等）を除外した答弁書の記述は、△紛争▽の経緯を、結局は歪曲して伝えている、と淡路代理人（請）の説明。荻原氏の「大学を拒否する」(情況への発言)の意味について委員長質問。荻原氏の説明…有本警

求しようとする△自主講座の場▽においては、ついに、裁かれるものとならざるをえない。

このような主張のあと、答弁書の七〇八頁の具体的項目の記述のあいまいさ、矛盾を指摘する荻原氏の追求をひきつき、折原代理人（請）は、教育の本質は「教育の場にあるものみずからの可能性をひき出し育てること」にあるとし、試験と単位制度に支えられた現在の大学教育のあり方を是認するのみならず、加えて、警察力を用いて、この△異常への回帰▽が行われるとき、それにたいし、非協力であることが、とりもなおさず本来の教育のあり方を志向するものである、と主張。この両者を、思想的に対決させることなく、権力を用いて処分することは、「思想・信条の自由に基づく討議の場を奪う」こととなり、さらに、処分を前提としての「審理」の場を被処分者の要求にも拘らず、非公開のまま押し通したことは、管理者による思想弾圧の疑いがあると指摘し、それへの釈明を求めた。しかし、田代代理者は、相変らず「事実関係についてのみ」審査し、処分を決定した、とくりかえすばかりであつた。——このポーカーフェイスのうちにある苦痛。

午後、さらに荻原氏から答弁書の記載事項中、「授業拒否の意志表示」と「国家公務員法違反の可能性」の論理的脈絡、教官会議の慣行と、それへの出席を「業務命令」として求めることの妥当性などにつき、処分者側の見解が正される。しかし、「本来の教官の業務を、処分者がどのように考へるかは自由であるとして、それが直ちに処分の法的根拠とはなりえず、その追求は、大衆討議にかけられるべきもの」（荻原）という主張も、そろそろ審理の打切りを意識する委員長にとりあげられることなく、後日、

文書にまとめて残された問題とともに提出するようにとの言い渡しとなる。

折しも、コカコーラのびんから水を飲もうとしていた、松下代理人を委員長が咎め、「審理の場の秩序を乱すそのような行為は認められない」と、十八番が登場。「これで審理を打ち切ります」(委員長)、非難の声があらずまくなかに「水一杯で粉碎」と一人の宣言。やや呆気ない幕切れとなる。(午後三時三十分)

(以上 脇阪豊)

ここに露呈されている(八)権力Vの論理の矛盾とその無責任さ。また、公平委員会というものの実体など、それらは、私たちが予想した、ほぼそのままの形で現われてきたようです。

しかし、予想どおりであつた、ということでは、私たちの総括とはならないことは当然です。この(八)現実Vの再認識と、それをふまえての、今後への私たちひとりひとりの、自己課題の追求が、私たちの総括であるかと思ひます。

この、公平審理がさらにつづけられるのか、そして、どのような結論になるのか、は、まだ判りません。この(八)岡大処分Vが撤回されることを、私たちは二人の請求人とともに要求するのは、論理の当然の帰結ではあります。しかし、その、幻想性への醒めた意識は、つねに傍にもちつづけながら。

荻原氏がくりかえし主張されたように、処分者のひとりひとりの、(八)個人Vへの憤しみや怒りを、私たちはふまえているのではないと思ひます。坂本氏が「さあ殺せ」と叫ばれるとき、それは、その

ひとびとが、ひとたび組みこまれ、呪縛されてしまつて、権力の構造こそが、私たちの、あくまでもたたかひを挑みかける、その相手であることが一層はつきりしたのが、この五日間の審理の結果であつたかと思ひます。

それぞれの当日の記録は、各記者が分担。全体のまとめは、脇阪の責任です。(九・五記)

笑いの渦の祭りから

好村 富士彦

万国博の残りあと何日というマスコミのキャンペーンによつて、連日何十万という日本人が千里丘の空しい「お祭り」に動員されている最中、私たちは岡山のある公務員宿舎へと集まつた。そこで私たちの「お祭り」を行うためであつた。そのお祭りは集まりくる人の数では千里丘のそれとは較べものにならなかつたが、世界的意義という点でははるかに大きいものだつた。なにしろここでは招待者荻原勝氏の言葉を借りれば、「ブルジョア社会崩壊の過程をくぐりぬけて新しい人間がやつて来た」ことが、GNP世界第二位の経済大国ニッポンの国家によつて認められ、その「出現罪」に對してあつた(だ)だつたかどうか、人事院公平審理委員会によつて「公平」に審査されるというおめでたい催しが行われるのである。

会場には招待者(委員会席上では請求人と呼ばれる)荻原、坂

本岡氏と岡大はもろろ全国各地からかけつけた代理人と、傍聴人の岡大生共闘の学生、それに大学側(処分人と呼ばれる)八名に、人事院側の公平委員長はじめ五名、その他の傍聴人(中に神戸大の評議員の姿が見えた)よりなる総勢百名余りで、狭い会場はすし詰めとなり、通路や床に坐り込む傍聴人が多数いた。

公平委員長はたしかに「公平」の肩書にふさわしく、ソフトムードで物わかりよく、そつなくスマートに議事を進める能力を持つたが、その能吏と見うけられた。しかし彼とても、事の事実を究明するよりも、裁判官にとつての法廷に当る会場の秩序と自己の権威の方を大事にする点において、東大裁判の判事と本質的に変わりなかつた。開会を宣言して彼の最初に言つたことは、会場が狭いので午後は傍聴券を発行して入場を制限するということだつた。この言葉に発した傍聴制限問題は結局翌日の午後まで実質審議を開始不能にしたほどこじれた問題だが、この問題をめぐつての、特に学生諸君との応酬の中で、公平委員長の基本姿勢がはつきり浮き彫りになつていたように思われる。

会場を埋めた岡大生共闘の学生と思われる傍聴人の態度が「きわめて難然とした印象を与え」大切な事柄の審査にふさわしくないとおつしやる委員長は、たまりかねてある学生に「君の姿勢はもう少しなんとかならんかね」と注意を与えた。たしかに近頃の若者のあの長いすねを前にほうり出し、後ろ手をつけて体を支えた恰好はあまり感じよくない。しかしこれは当の学生によつてすぐ反駁されたように、椅子さえあればこんな恰好はいいですむのであつて、彼らが十分坐れるような広い会場を用意しなかつた人事院側の不手際を学生の方に押しつけ、傍聴制限するという委員会の不当なやり方の

一番具体的な表われであつた。

公労協の組合員相手ならベテランらしい委員長も、この学生の集団に對しては勝手が違つたようで、怒つてみたり、すかしてみたり、威嚇してみたり、いろいろ態度を変えてみるなど、相当手を焼いていたことは確かである。初日の午前中形どおり大学側の処分理由の陳述があつて後、委員長がいろいろ質問を發するのに對して大学側が答弁した。だが、明らかにさまざまな思想弾圧を稱してつちあげた処分理由は、いたるところ背理と自己矛盾に満ち満ちているため、彼の答弁は誰が聞いても珍妙で、滑稽なしろものになる。その度に学生諸君の間に押さえきれない爆笑の渦が湧き起る。すると委員長は威嚇を保ちつつ、傍聴人は笑うなと指示する。しかしこれは無理な注文で、笑わないで済むような説得力ある答を出せぬ大学側に責任があるのだ、と論駁されてしまう。それではしようがないという顔をして委員長は審議を続け、また爆笑が起ると、いらいらして、笑うのはやむをえないとしても、そこに奇妙な声で笑つているのがあるが、それはやめなさい、とくる。このナンセンスな指示はたちまち笑い飛ばされてしまつたが、この姿勢から声色にいたるまでの委員長による統制の試みは、たとえ些末な事柄とはいえ、権力の論理と本質を私たちの前にはつきりと見せてくれた。私たちはおかしな時は自分なりの声で笑う自由を持つてゐる。国家権力と大学の演じる滑稽な保身劇を見て発する笑聲は、その音色であれ、健康で自主的な思考力を持つ人間の証し以外のなにものでもない。事実この委員会では、この笑聲がどんな雄弁よりも明快に黒白を明らかにしていた。事情を知らないでこの委員会をのぞいた人は、処分され裁かれているのは処分人の席にいた人々と錯覚するであろうは

ど、請求人と処分人の表情は対照的であつた。陰気な顔で発言を最少限にしてボロを出すまいと体を固くしている処分人に対して、鋭い舌鋒で大学側の欺瞞性をあばいてゆきつつも、笑いと明るさを失わない荻原、坂本両氏の表情には少しのかけりもなかつた。そしてこの両氏の闘いを見守り支援する学生から、なにか暖かいものが立ちのほり、両氏をやわらかく包みこんでいるような気配であつた。これこそ私たち大学の教員、学生が全国の大学闘争の中で、私たちに一番欠けていることを痛感し、さまざまな可能性の中で追い求めたあの共通の幻影の、ここ地上にかりうじて残り、実現し得たもの一部ではないだろうか。それをこの場で肌と感じ確認し得たのは決して私一人でないだろう。それは私たちのお祭りにふさわしい収穫であり、みやげだつた。

わずか一日半の無責任な傍観的参与者でしかなかつた私をして、敢えてこのような印象記を書くにいらしたものは、いままお私の心にずしりと手ごたえを残しているのみやげものの重さである。

東京教育大三教授にたいする

△辞職勧告▽によせて

東京教育大学評議会の文学部三教授にたいする△辞職勧告▽の方針は、国家権力の意志を執行することによってみずから小権力に成りあがつていこうとする大学（および大学教員）の本質を、最後の一枚のヴェールまでかなぐりすてて、あますところなく明らかにしてみせた。口先で△反対▽や△抗議▽をとえつつ△大学治安法▽の精神にのっとりて全共闘その他を国家暴力装置によって抹殺し、すべての矛盾を糊塗したまま△正常化▽を強行する道を選んだことの当然の帰結として、△大学▽はいまやこうした目をおおはかりの到達点にゆきついたのである。今回のこの東大評議会の決定を、われわれは、岡山大、神戸大、それに少なからぬ私立大学で現にすすめられつつある△非協力▽教員排除の試みの一環としてとらえ、これに反対し、これと闘わなければならない。

だが同時にわれわれは、あるひとつの問題から目をそらしたまま、△処分反対▽を一般的な魔句として口にすることはできない。東大評議会を真に糾弾し、同大学執行部が一貫してとっている△大学治安法▽路線が他の諸大学の△改革▽路線と本質的には同質のものであることを明らかにするとともに、△大学の自治▽△研究の自由▽△思想・行動の自由▽とはそもそも何なのかをもう一度問ひなおし

て、これら顔死のことばに真に破壊的な意味づけを与えるためには、このひとつの問題を無視してしまうわけにはいかないのだ。つまりそれは、△処分▽ 対象三教授のひとり、独文学会員であり元・同大学文学部長であるS・H氏にかかわる問題なのである。

なるほど、S・H氏は、東大が数年前からかかえている所謂暴政移転△問題では、もつとも強硬に大学執行部（ひいては文部省）政府・独占資本）の方針に反対しつづけてきた。去る五月三日の独文学会総会の席でも、小川正己・脇阪豊・野村修の三氏提出の△非協力▽教員処分反対声明を出そう、という議案にたいして強い反対を述べ、「東大ではわれわれが多数をとつて、権力と癒着した執行部にたいする抵抗を民主的におこなっている。△非協力▽なのは権力と結びついた少数派なのであって、この議案では、もつともケシカラス人たちを擁護することになる。学問の自由を愛し良心の自由を守る立場から、こういう権力的なことを学友連帯について行なわない、という代案なら賛成だが」（要旨。但し傍点の部分は発言のまま）と訴えた口調には、たしかに悲壮なものがないではなかつた。だから、心底からのリベラリストであるのみかデモクラトでさえある某氏などは、S・H氏のうったえに、ただひとり、猛然と拍手をおくつたものだつた。過去においてただの一度も思想的変節などしたことがなく、これからもおそらくしなみに違いないこの某氏が、よりにもよって元フアンスト（函に衣を着せずに言おう）のS・H氏に、感激と連帯の拍手をおくつたのだ。これについて当の某氏は、「むかしはむかし、いまはまだ。いま権力と闘っているんだから、支持するのは当然ではないか」と胸を張って言明した。はたしてそうか？ この某氏自身は、戦前も戦中も、一度として

フアシズムに迎合するような言動をとらなかつた。多くの「独文学者」がヒトラーやアルフレート・ローゼンベルクをかつぎまわり、「ドイツ民族作家全集」(実業之日本社)、「現代独逸国民文学」(白水社)、「現代独逸文学全集」(春陽堂)をはじめとするナチス文学シリーズの訳者の一員として、あるいは「ナチス新鋭文学選集」(春陽堂)、「ドイツ宣伝中隊員の手記」(晴南社)、「われら戦ふ」(旺文社)、「ナチス詩集」(グロリア・ソサエティ)などのアンソロジーや、フリードリヒ・グリーゼ、エルヴィン・グイド・コルベンハイヤー、フリードリヒ・ブルク、デイトリヒ・エツカート、ルート・シャウマン、パウル・アルフェルス、ルードルフ・G・ビンディング、ハンス・ヨースト、ゴットフリート・ロータッカー、ヨーゼフ・マグヌス・ヴェーナー、フランツ・シャウベッカー、アルフレート・カラシュ、ヨーゼフ・ボンテン、エドヴィン・エーリヒ・ドヴィンガー、バルドウィア・フォン・シーラッハ、それにS・H氏を裏返したように社会主義からフアシズムに転向したパウル・エルンスト(以上すべて邦訳あり)等々、無数のナチス三文作家の翻訳紹介に手を染めることよって「学問の自由」と「良心の自由」を行使し、「ドイツ文学者」としての責任をはたしていったとき、この某氏は、おもてむきはむしろドイツ古典文学を手がけつつ、みずからの「研究者」としての精神の灼熱は主として革命詩人フェルディナント・フライリヒラーの「研究」と翻訳のなかに見出していったのだ。S・H氏をはじめとする御用「学者」、眞實な文学者「たち」がフアワアとけたたましい駄言を弄し、もともと乏しい自己の精神と心情の内実をみずからますます貧弱なものにつくりかえていたとき、「かたい樫の木は燃えつくすのもおそいが、

しかし、いったん火がつけば、あかあかと焰をあげて燃えあがり、いつまでも輝いている」というフランチ・メーリングのフライリヒラー追悼のことはおそらく唯一の支えとしながら、某氏は、燃々とフライリヒラーの詩句にいつ陽の目をみるとも知れぬ日本語の表現をあたえる仕事にうちこんでいた。だからこそ某氏は、昭和二十三年四月に粗末なザラ紙で刊行された「世界古典文庫」の一冊「フライリヒラー詩集」のすぐれた(いかなる意味でもフアシズムの容認やそれへの迎合とは無縁な)解説の「一九四四年七月」という日付けによつて、戦後に育った後輩たちの心にもS・H氏にたいする見当はずれな共感の拍手くらいでは容易に消えぬ(残念なことにも)大きな共感と尊敬の念を焼きつけることができたのだ。

そのころ、わがS・H氏は何をしていたか? 周知のとおり、これは「ナチス文学の聖典」の訳者だった。ハンス・グリムの「土地なき民」全四巻は、第二次大戦開始前後の日本の「独逸文学界」どころかまさに一世を風靡した。わたしの手もとにあるその第一巻は、昭和十六年三月十日発行のものだが、なんとそれは第八十版(ノ)である。各巻に挿入された出版社(講書房)のパンフレットによれば「用紙其他製本材料等にも種々の制肘を受けなければならぬ情勢下」であり、「用紙材料不足により遺憾ながら、発行部数に限りがあるなかで、各版の刷部数がどれほどだったにせよ、昭和十五年十二月十日の初版からわずか三カ月で八十版も重ねるほど優遇されていたということが、いったい何を意味するかは、もはや説明するまでもあるまい。「土地なき民」は、帝国主義的膨張政策を実行にうつそうとしていた日本資本主義のイデオロギーの露払い以外の何物でもなかつたのだ。S・H氏の訳で読んだ場合とまったく同じ

く原文で読んでもまた駄作としか言ひようのないこのウツの大木のごとき大長編が(そしてそうだからこそ)これほど権力によって保護され、これほど露骨に利用されたという事実を、われわれは看過するわけにはいかない。そして、「彼がグリーゼ、ブルク、シュテール、コルベンハイヤーなどと共に、新しい独逸文学の進むべき一つの方向を代表してゐることは争はれない事実である。」云々という、「皇紀二千六百年十一月三日」(ノ)の日付けをもつS・H氏の「あとがき」が、こうした状況のなかでどのような意味をもち、どのような役割をはたしていたかを、われわれは決して見のがすことはできないのである。

S・H氏が「いま」国家権力の方針に「反対」し、それと「闘」つてゐることは、大いに結構なことだし、われわれもそれにいささかなりとも協力したいと思う。しかし、問題が「学問の自由」であり「良心の自由」であり、「研究者」や「教育者」のありかたそのものに直接かかわってくるからであるだけにわれわれは、反対、闘争、主体の内実そのままで掘りさげて考えないわけにはいかないのだ。たしかにS・H氏は、「いま」権力と闘っている。だが、ナチスだって、政権獲得以前のヒトラーだって、既存の権力と「闘」つたのだ。少なくとも、そう訴えることよつて新たな権力に成りあがる道を開いたのだ。おそらく、「土地なき民」の訳者としてのS・H氏も(そして昭和十八年二月に同じくグリムの「南アフリカ物語」初版五千部を翻訳刊行したS・H氏も)、「狭隘なる故郷」に悲憤慷慨し、権力によつて流布された被害者意識だけをよりどころとして、「ドイツの領土」ならぬ「神国日本の領土」の拡大のため「鬼畜米英」の「東亜支配」に「反対」し、これと「闘」う「使命感」に燃

えていたかもしれないのだ。ニナ川虎三現京都民主府政知事・元京大教授が「決戦下苛烈きはまる戦局の展開を前にしてわれわれの戦争生活に暮らなければ正月もないといふことは当然である。米英を共にワシントンに城下の盟をなさしめる時、その時こそ東亞に旭日の輝く時であり、世界がその光に浴してまさに正月を祝ふ時である。その時までは層もなければ年中行事もない、たゞ米英撃滅の突撃のみ。」(「大学新聞」昭和十九年一月二日号「決戦の巻」)と教え子たちを叱咤したように、わがS・H氏も、ナチズムや「大東亜共栄圏」によつてのみ「ドイツ民族」や「日本民族」の進路がひらけ、世界がその光に浴することができると信じていたかもしれないのだ。

いままた、「闘」うS・H氏は、この盲目性をくりかえし、かつ「大東亜共栄圏」に生きている。国家権力は、S・H氏の望みを冷徹にも裏切り、「権力と結びついた少数派」を「非協力」とはみなさず、「民主的」な「多数派」のS・H氏自身を「非協力」のことで抹殺しようとしている。そればかりではない。一九六八年から七〇年にいたる全国学閥闘争のなかで、とりわけ東大の学生や助手たちの闘争にたいして、S・H氏は何をしたか? かれが主観的にどう考えていたにせよ、「権力」にたいするみずからの「抵抗」とはウラハラに、恵まれぬ状態におかれた同僚部助手(たち)のささやかな権利拡大闘争を、少なくとも見殺しにしかつたか? 文学部長として、真に闘う学生を弾圧し、一党派の特定の路線に(意図するかしないかは別として)のつて、「民主化の破壊者」などの名のもとに、学生のある部分を抑圧殲滅する方針に、同氏は少しも手をかさなかつたか?

フランス人が反体制運動の闘士Vに変貌した例は、ドイツ文学の分野だけをとってみても、ひとりS・H氏だけにはとどまらない。ヒトラーの「吾が闘争」が「初の全訳決定版」と称して昭和十七年に興風館から刊行されたとき、髪の毛の黒い民族と有色人種は抹殺しなければならぬ、というくだりを、「大東亜戦下にあつて……」敵性国家をしてまたまた利用せしめる」にしのびない(訳者序)という理由で自主的に削除したこのアゲゾの全訳V版に、技術院総裁子爵井上某、日独文化協会理事男爵三井某とならんで「絶賛」を寄せた、当時「東大独文学教授」K・K氏(故人)、「同助教授」M・S氏、「東京高校教授」K・S氏(故人)などを、われわれは、われわれのA学会Vの歴代理事長に選んでいる。これらの徒輩自身は、「一語一句を苟くせず、「吾が闘争」はMの闘争なりと喚ぜしめたほど心血を傾けた訳者R・M氏(現東海大教授)と同様、の(名訳)ぶりをうたわれた訳者R・M氏(現東海大教授)と同様、もともと常に支配体制に媚を売ることによって身過ぎ世渡りをしてきた(あるいはすでにしおわた)人物たちだから、ここでとりあげるまでもないだろう。問題は、そういう人物たちのA学会VでのA権威V(というよりはむしろA権力V)を戦後にいたるまで、今日にいたるまで、認め許してきたわれわれ自身の側にあるのだ。だからこそわれわれは、AいまVの飯家にとどまるのではなく、われわれ自身がみずから背負いこんだ共通の負の遺産としてのAむかしVを、とりあげざるをえないのだ。

こうした観点に立つとき、たとえばY・W氏の活動のような例も、決して燃過してしまふわけにはいかない。Y・W氏が、中井正一、真下信一(現・多摩美大学長)、新村猛氏らの「美・批評」が「世

界文化」にうけつがれていく時点でのこの運動に加わり、各国の反ファシズム闘争に「刺激され励まされた」、昭和十年前後のもともとも困難な運動になったひとりであつたという周知の事実は、A研究者Vの圧倒的多数がファシズムになびいたドイツ文学界にとって、まさにひとつの誇りでさえある(と世間では一般に考えられている)。この運動を中心に戦前・戦中の反体制的文化運動についてY・W氏が戦後に公けにした資料集「国際反ファシズム文化運動(ドイツ編)」(一九四九年三月、三一書房)や回想記「灰色のユーモア」(一九五八年十二月、理論社)を読んだものは、同氏やその運動に、ますます深い敬意を払わざるをえなかつた。

ところが、そのY・W氏が、もう一方ではまぎれもなくナチス文学の礼賛者であり、そのみかナチス文学宣伝者でもあつたということも、またいつわらざる事実なのだ。同氏は、昭和十九年六月、まごうかたなきナチス作家、ヨーゼフ・マグヌス・ヴェーナーの「ワエルダン戦の七人」(白水社「現代独逸国民文学」第九巻)を訳し、刊行した。それだけならまだよい。われわれA若い連中Vには想像もつかぬ(もちろん想像はつくのだがレトリックとしてこう言っておく)戦時中の苦しい事情もあつたのだろう。ひとはカスミを食って生きるわけにはいかない。だが、想像どころか事実は証明するよりに、この時代にはすべてのAドイツ文学者Vはナチス文学しか翻訳できなかったなどということは、絶対にないのである。ヴェーナーのこの戯作をふくむ同じシリーズにさえ、エルンスト・ヴィーヒェルト(かれは「単純なる生活」がこのシリーズから刊行された当時、すでにブーヘンヴァルトの強制収容所生活を終えて、ゲシュタポの監視下で執筆を禁止されていた)や、ハンス・フアラダ(「老

教授ひとり派」が同じくこのシリーズから出たころ、刑務所と実質的に変わらぬAアル中患者隔離施設にほうりこまれていた)など、ナチス権力の側からの恐喝や腹策策にもかかわらずついにファシズムに屈服しなかつた作家たちの作品が(どういうわけか?)おさめられていくくらいなのだ。さきに述べたフライリヒラーの訳者某氏の例を出すまでもなく、古典文学に關してなら(革命詩人やユダヤ人作家をのぞき)翻訳の自由はかなりのこされてきた。

あるいは本心に想像もつかない事情があつたのかもしれない。妻子や自分を馴えさせることはできなかったのかもしれない。ファシズムの下でも戦後民主主義の下でも、大学教員の給料は安く本代は高い。だが、それなら、たとえ奴隷の言葉、イソップの言葉をつかつても可能なかぎりの抵抗をつづけるのが、A文学者V/A研究者VのA良心Vであり、それこそがA自由Vへの道ではないのか。同じシリーズの他の巻を訳している訳者たちは、あるいは、フリードリヒ・シュナックやマックス・メルなどの感傷的な(それ自体としては安っぽい)世界を自己の内面いつばいにひろげてみせることによつて、「解説一や「まへがき」でナチズムのイデオロギーを骨抜きにする道を選び、あるいは、ナチス文壇大御所のひとりコルベンハイヤーの作品の訳者でさえ、徹頭徹尾作品内容の即時的な解説に終始することによつて、思想的迎合の恥を後世にさらす愚を慎重に避けるだけの確めた意識をもっていた。しかるにY・W氏はどうか。かれは「解説」のなかで語っている——「ここではフランス人に対する憎悪、敵愾心は爪の先程も現われてゐない。作者は又A老人の精神に対する嫉ひは今日にいたるも尚どちつつかずのまま続いてゐるVと述べてゐる。一九三〇年に於て今尚どちつつかずのままの戦

ひとは、暖柔不断な社会民主主義と、これを倒壊せしめんとする新たな力との抗争を意味するものと考へても恐らく誤りではあるまい。」「さすがY・W氏だ、ナチス文学をみごとく逆手にとつて、暖柔不断な社会民主主義II社会ファシズムにたいする批判、新たな力II革命的プロレタリアートのインターナショナルな闘争にたいする評価を読みとり、読者にひそかに宣伝しようとしたのだ、などと早合点してはいけない。文章のつづきはこうなのである——「その当時に俄かに頭を拾げ始めた国民社会主義(A国家社会主義Vと書かなかつたのは、せめてもの良心か、それともあくまでA国民Vをたぶらかそうとする策略か?)の党に対して作者が如何なる態度をとつたかは不明であるが、民族的な血の繋りに生きるこの若々しい純粋な魂は、アードルフ・ヒットラーをドイツ国民の絶対的指導者として選び仰ぐことに恐らく何の躊躇も感じなかつたであらう。」(内は引用者)

これでもまだ、疑問とかすかな希望はのこる。Y・W氏は、「何の躊躇も感じなかつた」作者を、実は批判しようとしていゝのであるまいか? だが、結論部はすべての疑念と希望をうちくたく。Y・W氏は高らかに宣言するのである——「この小説の中の戦闘描写は戦争物に良場してゐる読者をして或ひは退屈を感じしめるかも知れない。幸ひに終りまで読み通して頂けるならば、そして日本人である読者の敢闘精神がこれによつて一層高揚され強固にされるならば、訳者として洵に仕合せである。」

かつて武井昭夫は、吉本隆明によつてははじめられた文学者の戦争責任追及の試みのあとをうけて、戦争責任をA戦後責任Vの問題と結びつけた。「吉本は、壺井(繁治)・岡本(潤)の過去の戦争責

任を単に道義的・倫理的に追究したのではなく、それが今日にもちこざれているかれらの思想構造の類廃と芸術方法の貧困をあらわにしたのであった。私はかれの二つのエッセイをまえにして、私たち民主主義文学運動内部にあった戦後世代がいにそれをなしたくないでいた怠慢・無気力・無責任をみせつけられた思いであった。(……)しかし(……)冷静にここ二、三年來のいわゆる論争を調べるなら、提起された問題の論点がつねに移動され歪曲され、はては問題提起者の人身攻撃におわっているのを見出すはずである。そうした潮流に対して、私たち民主主義の戦後世代は、青年らしい健康さをもつてたたかってきたらどうか。すくなくとも私は、この一年半、墓穴をほるものとしてそれを放置していた。そこに私は私の怠慢・無気力・無責任があったと思う。(……) (傍点および「」内は引用者)

吉本や武井の苦悶にもかかわらず、戦争責任と戦後責任の問題はなお今日にもちこざれたままである。それどころか、一度としてこれが問題にさえないまま、すでに新たな戦争責任に加担しつつある分野さえ少なくない。ナチス迎合者を輩出せしめ、三文ナチス文学の翻訳紹介によって洛陽の紙価を高からしめたドイツ文学分野では、かつてK・S・H・Y両氏の「ドイツ抵抗文学」(一九五五年十一月、東大出版会)が書かれたとはいえ、そのなかでは、日本人の、日本のハ独文学者Vたちの、フアシズム加担の責任問題には、爪のアカほどもふれられずじまいだった。外国文学ハ研究者Vは外国のことだけを見ていればよいのか。フアシズムが流行すればフアシズム文学の尻を追ひ、プロレタリア文が解禁になればコムニストの皮をかぶり、リルケがもてはやされればリルケをいじくりま

すべてのハ人間Vが例外なく決断を迫られる共通の問題として、いま、どこまで思想化し血肉化しておくか——これは、ハ学問の自由ハ良心の自由Vにとってどうでもよいことならなどではない。それどころか、この作業は、いつか再びやってくるかもしれない状況のためにいまから準備しておくべきことがらでさえない。そうした状況は、もうすでに始まっているのである。だからこそ、われわれは、いま声を大にしてS・H氏へのハ処分Vに反対するとともに、同じように声を大にして同氏(およびその他)の過去の責任を糾明し、同氏(ら)の過去と現在を結ぶ糸を、「戦争責任が今日にもちこざれているかれらの思想構造の類廃と芸術方法(ハ研究方法)の貧困」を、明らかにしなければならぬのだ。しかも、だからこそ、そのわれわれの所と言葉は、いかにそれが大きなものであり、いかにそれが容赦のないものであっても、いやがうえにも冷静で慎重な配慮をうけなければならないのだ。

和光学園長梅根悟氏は、今回の東大大三教授にたいする弾圧について、「評議会がハ辞職勧告Vというより女卑劣なやりかたをとったことは許せない。処分するのなら、堂々と教育公務員持用法の手続きにのっとってやるべきではないか」(要旨)と憤慨している(赤旗)九月十二日付第一面)。はたしてそうか? わたしには、この梅根氏の見解は、百万の発行部数をはこるメディアにのったその声の大きさと容赦のなさを考えるとき、あまりにも軽率であまりにも誤謬にみちているものに見えるのだ。なるほど、東大文学部のよりな場合には、少なくともハ教授会Vの審議・決定を経ようとするかぎり、三教授ハ処分Vは不可能だろう。(……)ここでは便宜的にハ三教授Vという表現を用いるが、三氏のあいだの質的差異は当然のこ

わし、ついに研究対象と研究主体とのあいだに何の緊張関係も生じぬまま、ハ専門家Vハ権威Vの看板をかかげて生業をたてていけば、それでよいのか。「ドイツ抵抗文学」の著者たちが研究主体の問題を問題にしえなかったのは、なにをかくそう、少なくともそのひとりが元フアシストであり、「吾が闘争」の絶賛者・推薦者だったからであり、もうひとりが、やがて十数年後に、からだを張って闘争学生たちを大学から叩きだす役割をみずから買って出る体質を、当時からすでにかくしもっていたからだ。

戦争責任の追及は、決して道義上の問題ではない。すべての人間のばあいにもそうであるように、それは、ハ研究者Vの精神と感性の営みのなかにも深く根をおろしている。だからこそ、一方ではハ当時の事情も知らぬ若い連中が何を言うかV式の戦争責任者側の居直りを許してはならないと同時に、他方では、いわば戦後責任者である追及者側も、歴史的状况とその状況のなかにおかれた生身の人間の思想的営為との生きた緊張関係を踏破した事実の単なる摘発と個人攻撃に終ってしまふことを、絶対に許されない。ひとつの共通の負の遺産としての戦争責任を、現在のなかでどこまでハ過去Vのものにしていくか。戦争責任の問題をS・H氏やY・W氏らの特殊の個人的な問題として葬り去り、あるいは「むかしはむかし、いまはいまだ」というごとき、歴史にたいする責任の観点をいっさい欠落させたナニワ節的ハ論理Vを用いて不問に付してしまふのではなく、ましてや、現に権力によって排除されようとしている仲間を闘争中傷をなげつけ、「敵性国家」ならぬ敵権力をして「またまた利用せしめる」ために過去をあげつらうのでもなく、あくまでも、ひとつの具体的な歴史的状况のなかですべてのハ文学者Vハ研究者V

とながら前提となつてい(……)けれども、神戸大、岡山大の例にみられるとおり、ハ正規の法的手続きVをふむさいにも、ハ教授会Vの意志を考慮外にして(……)というよりはむしろこの場合には、当該教授会が責任逃がれのためか一切を評議会におまかせするといふかたちで、ハ処分Vをハ堂々Vとすめることが可能である。したがって、梅根氏の根拠は、実践的に無力なのだ。それのみではない。現にハ教育公務員持用法Vのハ手続きにのっとってVすすめられている岡山大・神戸大でのハ処分Vが存在している状況のなかでこのような発言をすることがどんな意味をもつか、梅根氏は一度でも考えてみたことがあるか。同氏の主張は、ハ処分反対Vといふかぎりでは、思想的にも破綻している。

こうした同氏の考えかたを根本においてささえる精神的基盤は何故者の反対行動は処分されてしかるべきだ」といふ発想にはかならない。これはうたがいがなく、「松下さんのようなかたは処分されても仕方がありません」と五月三日の独文学会総会ではっきりと断言したH・N女史(大阪市大)の発言と同質のものである。そういうえばたしか、H・N女史は、多数派信仰の点ではかの女と見解を同じくする元フアシストS・H氏がいまは怪しげな手つきでリルケなどをいじくりまわしているのと違って、終始一貫、ドイツ・プロレタリア文学のハ権威Vだったように思ひ。そして一方、「リンクスクルヴェ」の時代においても亡命の時代においても、反フアシズム勢力は、「土地なき民」が争って読まれた時代の日本でも同じく、ハ多数者Vどころではなく、まさにフアシズム勢力こそが(ドイツ一國、日本一國、神戸大一校、東大大一校を問題にするかぎり)ま

きれもない。A多数派Vだったように思う。

問題は、A多数VかA少数Vかを判断の基準にするまえに、このA処分Vをゆるせばどういふことになるかを考え、A処分Vの出たきた源にまで（つまりA大学Vそのものがおかれている歴史的・社会的状態と、A大学人Vの内閣構造そのものにまで）目をむけねばならない、という簡單至極な原則なのだ。運動の初期の段階において、現存権力に反対する勢力がごく少数者にすぎないということ、これはいまさら述べるまでもない。この少数者と同じ水準（かならずしも質的水準ばかりではない）に立って闘えぬとしても、だからといって、この少数者が少数であるうちにこれを根絶しようとする権力の弾圧に、「仕方がない」などと拍手をおくるAプロレタリア文学研究者VやA民主化闘争の担い手Vとは、そもそもいったい何者なのか。Aプロレタリア文学研究者V H・N女史には、「リンク・スクールヴェ」発刊にまつわる「デイ・フロント」一派との抗争の歴史をもう一度ひもとき、その東漸の過程でまたもや失われていったものと獲得されたものとを、ナチズムの権力奪取という歴史的状况と切りはなすことなく、プロレタリア文化運動の共通の問題として、再検討されることを望みたい。そのほうが、官許のプロレタリア文学観をしたり顔してふりまわし、あげくのはてには被抑圧者にたいする抑圧を容認し推進させるためのA武器Vとしてそれを使うことなどより、よっぽどA研究者Vらしく、よっぽどAプロレタリア主義者Vらしいふるまいであるにちがいない。そしてわがS・H氏にたいしては、かつて同氏がみずからメガホン役を買って出た戦前・戦中の日本ファシズムと、いま同氏を大学教授の職から追いやるとそうしている現代日本帝国主義との同質性を、具体的にはつき

りと認識し、それと同時に、自己の戦争責任の問題を、戦後民主主義の時代に辛うじてわれわれに与えられていたA学問の自由V A良心の自由Vを利用して、みずから明らかにする努力をおこなわなければならない。同氏のいまのA闘いVに拍手をおくるのは、それからのこととしようではないか。

もちろんS・H氏をめぐむA非協力V教員への、さまざまな形態のA処分Vは、いずれも、A研究者V A教育者Vとしてのわれわれ自身の存在を根底から問いたおすことをめきにしたA反対闘争Vをわれわれに許さない。A処分Vされようとしているもの見解や方針が自分のそれとは違うからというのでこのA処分Vに暗然に、ないしは言葉にさえ出して同意し、他者のイニシアティブですめられるA処分Vには反対するが自派の主導権のもとでおこなうA処分Vには大いに賛成する、という精神構造（S・H氏やH・N女史の発言や「赤旗」の一貫した論調は、このことを如実に示している）こそは、A学問の自由V A良心の自由Vの内実を問わぬまま、一定程度許容されてきたA自由Vの幻想にさぶりつかって自分よりA下Vのものを抑圧し、A上VにたいしてはA多数Vにならぬかぎり反対しない（ないしはA多数派Vになっても反対しない）というやりかたの基礎であり、また、A多数者の意志VやA良心の自由Vをおよそ見当ちがいの方向に曲げて、ファシズムへの協力・迎合・お先棒かつぎ・一体化をも免罪してしまおうとする、権力者の（ないしは権力者指向的）居直りの土壌である。

この土壌をこそ、われわれは徹底的に掘りくずし、徹底的にくつがえさねばならない。すでに動きはじめた日本帝国主義による大学

のファシヨ的・帝国主義的再編の渦中におかれたわれわれ自身が、なすべきことをなさなかつたがゆえに、あるいはなすべきでないことをなしたがゆえに、この再編をゆるしてきたしいまも許している事実を、明確にしていかなばならない。なかでも、戦争責任の追及は、それこそが戦後民主主義を生みだした契機であり、戦後におけるそのあいまい化こそが戦後民主主義を空洞化させた原因のひとつであるだけに、徹底的におこなわなければならない。

A非協力V教員にたいするA処分V反対の闘争は、こうした作業を前提としてのみ、少なくともそれと並行してすすめられる場合のみ、大学闘争の一環として、さらには全体的な反権力闘争の一環として、実践的・具体的な意味と力とを獲得するだろう。

（一九七〇・九・一四）

池田 浩士

（追記） A五月三日の会Vでは、菅谷規矩雄氏を中心に、Aドイツ文学者Vの戦争責任を明らかにする作業がはじめられている。この問題に関心のあるかた、または翻訳その他の資料をおもちのかたは、菅谷規矩雄か池田浩士までご連絡いただければ幸いです。なお、前掲の文章は、東教大三教授へのA処分Vの動きに接して、池田が独自の判断で書いたものであり、文責は池田にある。